

# 障害者ピアサポート研修事業の御案内

県では、仙台市と共同で令和7年度より「障害者ピアサポート研修」を実施しております。障害福祉サービス事業所等におけるピアサポートの導入は、サービスの質の向上等が期待されます。令和8年度においても研修を実施予定ですので、積極的な御参加を御検討ください。

## ● 研修の目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援すること

## ● 対象者（令和8年度宮城県・仙台市障害者ピアサポート研修募集要項より）

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者  
なお、雇用等されている障害者は常勤・非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている方のほか、今後、雇用が見込まれる方を含むものとする。
- ② ①の方が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う方
- ③ ピアサポート活動に関心のある障害者
- ④ ピアサポーターの雇用を検討している障害福祉サービス事業所等の管理者、支援者

## ● 令和8年度の実施予定

- ① 会場  
宮城県庁講堂
- ② 開催日  
基礎研修 令和8年7月25日～26日  
専門研修 令和8年11月17日～18日  
フォローアップ研修 令和9年2月27日～28日



## ● その他

- ・基礎研修及び専門研修を全て修了すると、ピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算<sup>(※)</sup>の一部要件を満たすことができます。
- ・上記加算の算定要件や事業の詳細については、下記厚生労働省ホームページを御確認ください。



(※)対象サービス

ピアサポート体制加算: 自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

ピアサポート実施加算: 就労継続支援 B 型、自立訓練、共同生活援助

←二次元コード（厚生労働省ホームページ）

お問い合わせ先：宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

T E L : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 3 8

令和8年度 宮城県/仙台市障害福祉サービス事業所等集団指導

# 障害のある人の生涯学習について



NPO法人エイブル・アート・ジャパン  
作成：令和8年6月

この資料の解説動画



<https://youtu.be/Aqx9Hw3FBxc>

## 内容

1. 団体紹介
2. 障害のある人の生涯学習について
3. 宮城県・仙台市内の事例のご紹介
4. 情報発信サイトのご案内

## 1. 団体紹介



まぜると世界が変わる

# SOUP

Sign × Open × Upset × Planet



事務所は  
青葉区上杉4丁目  
にあります

- ・ 2014年～ 障害者芸術活動支援センター@宮城（愛称：SOUPスープ）の運営（厚生労働省「障害者芸術文化活動普及支援事業」として）
- ・ 2018年～ 宮城県からの受託事業として実施
- ・ 2021年～ 障害者の生涯学習事業
- ・ 運営は、NPO法人エイブル・アート・ジャパン

A B L E  
A R T  
J A P A N

## 1. 団体紹介



# SOUPの活動内容



相談窓口の  
設置と支援



芸術文化活動を  
支援する  
人材の育成



関係者の  
ネットワーク  
づくり



芸術文化活動に  
参加する  
機会の確保

## 1. 団体紹介

### So 相談事例

発表する・広報する・記録する・保存する  
展覧会を開催して多くの人に作品をみてほしい。  
どんな場所やアイデアがあるか相談したい。



#### 方法・支援者

絵画活動の時間をもちたい。講師として携わってくれる専門家を紹介してほしい。

#### 場所・材料・道具

自宅やグループホームから通える場所で絵を描きたい、ダンスをしたい。

#### 鑑賞する・対話する

視覚障害のある人とともに美術を鑑賞したい。  
県内の活動グループをおしえてほしい。

### So 情報発信



ウェブサイト、チラシ、SNS等で情報を発信！

＼冊子「だれでも、いつでも、学べる社会へ」／

- ・ 卒業してもたくさんある、学びの場
- ・ 学校以外の場でも学ぶこと、  
人生を通して学び続けることを、生涯学習という
- ・ 障害のある人もない人も共に学び続けることができる社会を、国は目指している・・・しかし！？



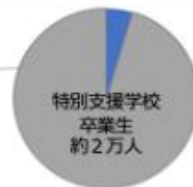
## 2. 障害のある人の生涯学習について

# 障害者の生涯学習に関する現状と課題

## 障害者の学校卒業後の状況

特別支援学校から高等教育機関への進学率は約4%、ほとんどの障害者が就職又は障害福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援）などに進む。

就職：30.1%  
障害福祉サービス  
：60.3%  
〔計：90.4%〕



## 障害者本人の意識、ニーズ

※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →71.7%

「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →66.3%

「知りたいことを学ぶための場や

学習プログラムが身近にない」 →67.2%

出典：令和4年2月6日「第4回きいて、みて、して、見本市。スウブノアカデミア成果発表会」での話題提供「障害者の生涯学習施策」（文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室長 清重 隆信）より



## ＼生涯学習とはなんだろう？／

- 学校教育、社会教育、家庭教育
- 社会教育→「学ぶ人が自らの学びを選択する」
- 「わたしたちのことを、わたしたち抜きで決めないで」



## 2. 障害のある人の生涯学習について

### 国

- ▶ 生涯学習をどのように進めていけばいいか、考えたり、仕組みをつくったりします。
- ▶ 都道府県や市町村などが生涯学習を進められているか調べます。
- ▶ 障害について多くの人に知ってもらいます。
- ▶ だれでもいっしょに学べる環境をつくることを目指しています。

### 都道府県や市町村

- ▶ 障害のある人が生涯学習について希望していることや困っていることを相談でき、それを解決できる環境をつくります。
- ▶ 生涯学習の情報を広く伝えます。
- ▶ 生涯学習をできる場が少ないなら、施設や団体と協力しながら学べる場所を増やしていきます。
- ▶ 生涯学習をどうすすめていくか計画や目標を決めます。

文部科学省『だれでも、いつでも、学べる社会へ』より  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00601.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html)

### それぞれの役割



### 特別支援学校など

- ▶ 生徒が「生涯学習をやりたい」と思えるようにします。
- ▶ 卒業してからも学びつづけられるよう、卒業したあとに行く会社や施設と協力します。

### 大学など

- ▶ 障害のある人の学びの場として期待されています。
- ▶ 障害のある学生のサポートをします。

### 地域の団体など

- ▶ 生涯学習をしたい人たちのための学びの場をつくります。
- ▶ 生涯学習の情報を役所やほかの団体に伝えます。

### 会社など

- ▶ 障害のある人も仲間として受け入れていっしょに働きます。
- ▶ 働いている人が自分の方をのぼして仕事にいかすことができるよう、生涯学習をサポートします。

## 2. 障害のある人の生涯学習について

### 別添：障害者の生涯学習に向けて関係機関に期待される取組（各論）



文部科学省

共に生きる

主体別の整理 障害者の生涯学習の目的や内容は、その実施主体ごとに目指す目的が異なるため、それぞれの実施主体の担い手に求められる役割も異なる。そのため、本検討会では、議論のまとめと並行して、実施主体毎に想定される担い手、現状と課題、期待される取組、求められる役割、として整理した。

実施主体	想定される担い手	現状と課題	期待される取組	求められる役割
教育委員会事務局	・社会教育主事等 ・社会教育・生涯学習担当者	・「障害者支援＝福祉分野の施策」という先入観 ・実施団体等との連携	・障害者理解や合理的配慮の実施に関する研修等の企画・実施 ・福祉との連携、自立支援協議会等の参加	・社会教育主事等が中心的な役割を担う ・行政、団体等とのネットワークづくりのとりまとめ役 ・地域資源を最大限活用した環境の醸成
公民館 生涯学習センター	・公民館等職員 ・社会教育団体、サークル、地域住民	・障害者の学習支援の経験不足 ・取組の地域間で格差	・既存事業で合理的配慮の実施や障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の提供 ・誰もが参加できる団体・サークルの育成	・障害者に寄り添い、対話し向かう姿勢 ・福祉と連携し地域資源の把握・活用 ・障害者が継続的に学び続ける環境づくり
図書館	・司書等、職員 ・ボランティア ・図書館協力者	・障害者が利用可能な書籍等の不足 ・読書環境の未整備	・各館の特性や障害のある利用者ニーズ等に応じたサービスの提供体制 ・社会教育・福祉部局と点字図書館との連携	・障害種のニーズ等を理解した適切な対応 ・著作権法等の正しい理解 ・障害当事者の司書等によるピアサポート
特別支援学校	・教職員 ・ボランティア ・教員OBOG等	・学校卒業後の学びを見直し生涯学習の観点を踏まえた指導の充実	・生涯学習の意欲向上に向けた取組 ・学校運営協議会等の仕組みの活用 ・同窓会が生涯学習活動を担うことに期待	・地域学校協働活動など地域に開かれた学校 ・教職員経験者によるコーディネーターやアドバイザーとしての役割
大学等 高等教育機関	・大学教職員 ・学生 ・社会連携担当	・オープンカレッジ、公開講座等の活動継続のための体制づくり	・オープンカレッジ、公開講座等の継続的な実施 ・履修証明を行うプログラムの実施等 ・教職員、学生などが関わるための取組	・大学の特色を生かした学びの場の提供 ・学生サークルなどの活動を通じた地域との連携 ・学生が担い手となる活動への支援
障害福祉担当部局 障害者（福祉）センター	・障害福祉担当 ・自立支援協議会構成メンバー	・社会教育、生涯学習と福祉部局との連携と役割分担	・障害者計画等に生涯学習の位置付け ・自立支援協議会を通じた地域における生涯学習、余暇、レクリエーション等の活動	・障害者の生涯学習のニーズ等の把握 ・ニーズ等を生涯学習関係者へのつなぎ ・社会教育担当者と自立支援協議会とのつなぎ
社会福祉協議会	・ボランティアセンター職員、ボランティアコーディネーター	・ボランティアスタッフの不足	・ボランティア体験や障害理解講座において、障害者の生涯学習を踏まえた、ボランティアの育成	・ボランティア団体、社会教育施設との連携促進 ・大学の学生と障害者の生涯学習活動とのつなぎ
障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人	・運営スタッフ等 ・ボランティア ・障害当事者	・学びの必要性を理解しつつも、ノウハウや地域資源の情報の不足	・各施設、制度の趣旨を踏まえつつ、障害者が意欲をもって効果的に学び続け成長していくことができる取組を期待	・障害福祉サービス等の制度内外を問わず、生涯学習支援を作り出す工夫 ・学びの場の情報収集・発信
NPO等各種団体	・運営スタッフ ・ボランティア ・障害当事者	・柔軟性と機動力のある取組が可能 ・持続可能なしくみづくり	・障害当事者の社会参加を促す取組 ・組織や制度にとらわれない自由で柔軟な取組 ・障害当事者等に寄り添った取組	・障害当事者のニーズ等を多方面へ情報発信 ・新たなプログラム開発などこの分野の牽引役 ・行政等への必要な政策提案など

文部科学省  
「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」より

# 教育と福祉の連携

## 教育と福祉の連携に着目 ①

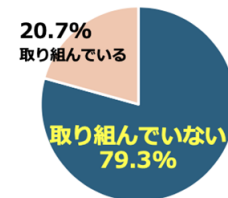
令和4年度 障害者本人を対象とした実態調査

### ■ 障害者の生涯学習に関する情報提供の状況

情報提供している (一部提供を含む)	
都道府県	84.6%
市区町村	64.9%

情報を発信しても  
当事者に届いていない  
可能性は？

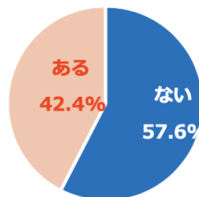
### ■ 生涯学習の取組状況（現在）



◆ 取り組んでいない理由  
**「どのような学習があるのか知らない」**  
が最も多い (55.8%)

情報を届けるには？

### ■ 生涯学習に関して相談できる人や機関の有無



◆ 具体的な相談先  
家族 (59.7%) 以外では  
**「障害福祉サービス事業所や施設の職員」**  
(36.3%) に相談できる人が多数

日常的に関わる障害福祉サービス事業所や施設の職員から、学習情報を届けることも効果的！

文部科学省

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」より

### 3. 宮城県・仙台市内の事例の紹介

## 障害のある人の生涯学習の場「スープノアカデミア」

障害のある人の“まなび”の場を考える活動です。  
学校を卒業してからも、好きなことに取り組んだり、  
仲間を見つけたりすることができる場をつくっています。



文部科学省「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」仙台市・生涯学習を通じた共生社会推進事業

## 令和7年度 5つの“まなび”のプログラム

- ① 「愛とか恋とか推しってなんだ？ゆるっとはなそう」(7/26)
- ② 「しりたい・まなびたいにこたえる図書館ツアー」(8/31)
- ③ 「みんなでつくるミュージカル」(9/20、11/8)
- ④ 「ストレス・疲れを軽くしよう！わたしたちのコーピング」(10/19)
- ⑤ 「新発見・再発見！北仙台を気ままに散歩」(11/24)

1



2



3



4



5



## 事例紹介①

### ■Aさん（50代男性）

長年、企業で清掃の仕事に従事しているAさん。両親はすでに他界しているため、現在は成年後見人をつけてグループホームで一人暮らしをしています。あるとき、SOUPのチラシを相談支援専門員が発見！Aさんの職場の人とグループホームの支援員が連携し、生涯学習プログラム「スウプノアカデミア」への参加に至りました。

Aさんは、月に1度の学びの場で、参加者やボランティアなど多くの人に囲まれて、いきいきと活動しています。

2023年に別のグループホームへ移動した際も、移動先の支援員と連携して、2024年度以降も継続的に参加し、余暇を満喫しています。

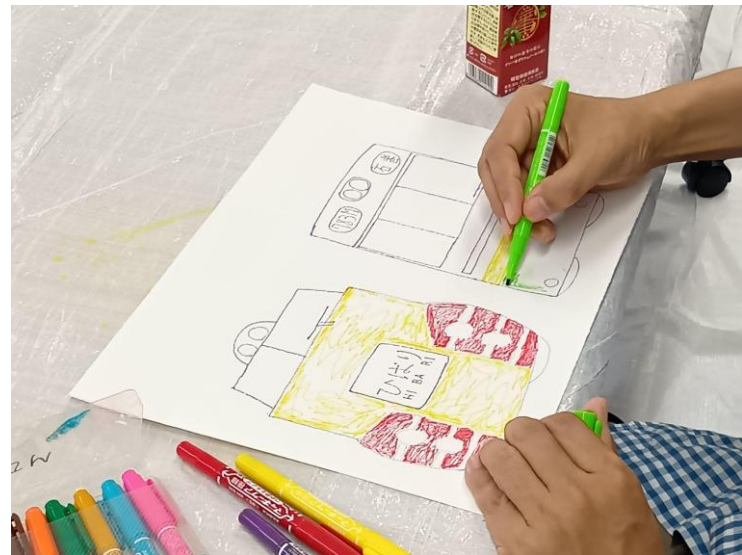


## 事例紹介②

### ■Mさん（50代男性）

Mさんは絵を描くことが大好き。数年前から月1回、障害のある人が参加できるアトリエに参加しています。「丁寧に描いていますね、素敵ですねと褒められて嬉しい」とMさんは、語ります。

Mさんのアトリエ利用も、相談支援専門員とグループホームの支援員とSOUPが連携して実現したものです。公共交通機関の乗り継ぎと時刻を決め、何度か練習するあいだに、いまでは一人でもアトリエに通えるようになりました。一時期、高齢のご両親との同居に切り替わり、お母さんが入院したときは、連携がうまくいかず、アトリエへの参加ができないときもありました。現在は、少し状況が落ち着いて、参加できるようになっています。



### 3. 宮城県・仙台市内の事例の紹介



◀生涯学習支援センター  
「ミナシテマザール」



◀仙台市博物館  
「プレイミュージアム」  
などが大人気



◀宮城県美術館出張ワーク  
ショップ  
(会場：内沼サンクチュア  
リセンター)

### 3. 宮城県・仙台市内の事例の紹介



宮城県文化振興財団（研修会）  
（会場：宮城県民会館）



地域活動推進センター 歩°歩° / アクティブデイ / ここねっとデイ 主催



## 見学参加者募集中！

R7/9/6 (土) 13:30-16:30

会場：生涯学習支援センター 第1セミナー室 (5F)

◀ここねっと  
生涯学習プログラム  
「カラフル★クラブ」

色々な方々の趣味の発表を見に来ませんか？

展示発表

13:30-15:30



これまでの展示発表：野球グッズ、自作小説、編み物、習字、プラモデル、  
鉄道写真、自作ゲーム、カードゲーム など

ステージ発表

15:30-16:30



これまでのステージ発表：  
ゲーム実況、旅日記、空手実演、即興演奏 など

★特別イベント開催  
『鉄道好き大集合！！』



申し込み、スケジュール等の詳細は、  
裏面をご覧ください！



#### 4. 情報発信サイトのご案内

## 各種ポータルサイト

まなびのWEB宮城

<https://www.manabino-miyagi.com/>

生涯学習情報サイト

まなびの WEB 宮城

MANABINO MIYAGI



仙台市障害理解促進ポータルサイト

<https://sendai-shougairikai.com/>



#### 4. 情報発信サイトのご案内

## 冊子や報告書

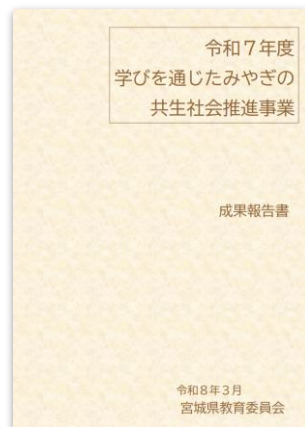
【冊子】『だれでも、いつでも、  
学べる社会へ』（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00601.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html)



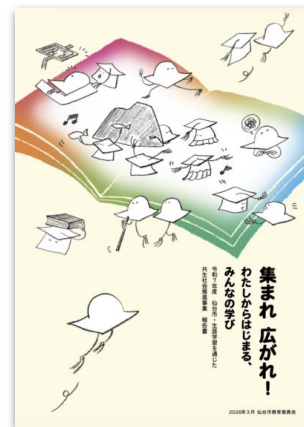
【報告書】令和7年度学びを通じたみやぎの共生社会推進事業  
(宮城県教育委員会)

<https://www.manabino-miyagi.com/handicap/>



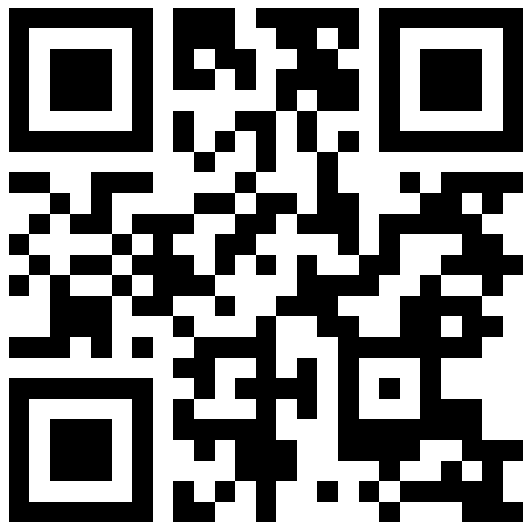
【報告書】令和7年度仙台市・生涯学習を通じた共生社会推進事業  
(仙台市教育委員会)

[https://soup.ableart.org/program/2025nen/r7\\_sendai\\_syoug\\_aigakusyuu/](https://soup.ableart.org/program/2025nen/r7_sendai_syoug_aigakusyuu/)



#### 4. 情報発信サイトのご案内

## SOUPのウェブサイト・SNS



ウェブサイト  
<https://soup.ableart.org/>

＼ぜひフォローやチャンネル登録をお願いします！／



Instagram



Facebook



YouTube

# 相談支援専門員に係る研修について

令和8年6月16日（火） 宮城県保健福祉部障害福祉課

## ○相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。」

# 相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

# 研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

# 現任研修について

## 【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

(注) 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者である。

## 【参考】受講時期（令和8年度に初任者研修を修了した場合）

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
研修	初任	現任（1回目） ※期間内に一度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				

## 施設支援班

### 1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

提出書類等については、必ず令和8年6月上旬の通知を確認いただき、手続きをお願いします。通知等はホームページで御確認いただけます。

### 2 整備方針（補助協議対象事業）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを指標に事業選定を行います。

- 強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする障害児者、重症心身障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）又はグループホームを整備するもの
- 障害者支援施設に入所している又は障害児入所施設から成人サービスへ移行する重度の障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホームを整備するもの
- 新耐震基準施行（S56.6.1）以前に建築された入所施設等について、新耐震基準に適合するための建替又は改修等の整備を行うもの

### 3 補助対象施設

仙台市内に所在する施設等の整備については、仙台市が補助事業の実施主体となります。

- (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）  
障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）  
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）

## 4 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

## 5 整備区分

### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

○ **創設**（新たに施設を整備すること）

※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。

○ **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること）

○ **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）

○ **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）

○ **スプリンクラー設備等整備**

○ **老朽民間社会福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること）

○ **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く）

### (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

○ **創設**（新たに施設を整備すること）

※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修をする場合を含む。

○ **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）

○ **増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること）

○ **改築**（既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること）

○ **拡張**（既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること）

○ **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること）

○ **スプリンクラー設備等整備**

○ **老朽民間児童福祉施設整備**（老朽の程度の著しい障害児入所施設について改築整備をすること）

○ **避難スペース整備**

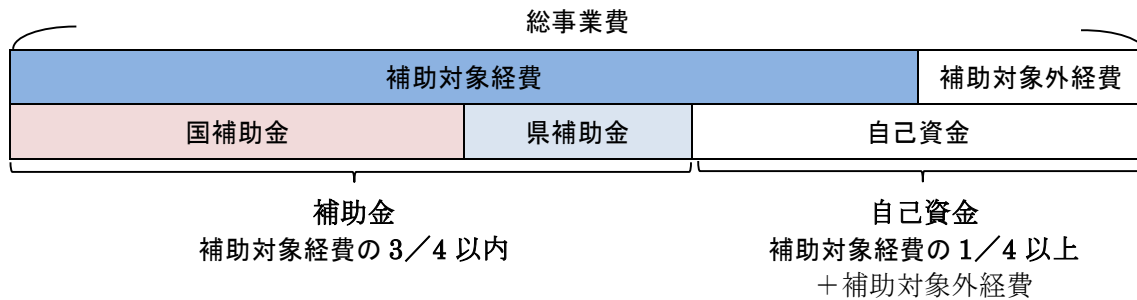
○ **防犯対策強化に係る整備**（非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること）

※ 次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備については、補助対象施設の大規模修繕等における改修整備を除いて、自己所有物件のみを補助対象としており、賃貸物件については補助対象外となります。

## 6 補助率等

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内、県：1/4以内）

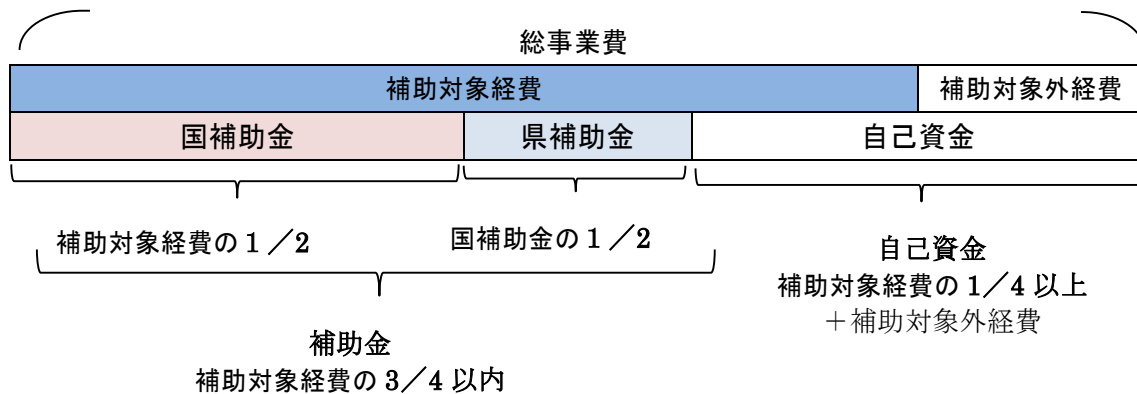
### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設について



- 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。
- 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

なお、「大規模修繕等」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』が国の要綱で定める当該施設を創設した場合の『間接補助基準額』を超える場合には、『間接補助基準額』が上限となります。

### (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設について



- 整備区分が、「創設」、「増築」、「増改築」、「改築」、「拡張」、「老朽民間児童福祉施設整備」、「避難スペース整備」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める『交付基礎点数』に1000円を乗じた額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。
- 整備区分が、「大規模修繕等」又は「防犯対策強化に係る整備」の場合、『補助対象経費の総額の1/2』と国の要綱で定める額を比較して、低い方の額が国補助金となり、国補助金に1/2を乗じた額が県補助金になります。したがって、補助上限額は国補助金と県補助金の合計になります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。

## 7 令和9年度事業に係るスケジュール（予定）

R 8	6月 1日（月）	○事業の協議受付開始
	7月 1日（水）	○障害福祉関係施設の整備計画 <u>提出締切</u>
	9月 1日（火）	○所定の各書類 <u>提出締切</u>
	～ 9月中旬	○第一次審査（書類審査）
	～ 10月上旬	○第二次審査（事業ヒアリング）
	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
R 9	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県） ○補助内示（県→事業者）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ※内示を受けて事業の着手が可能となります。（内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。）             </div>		
	7月頃	○補助金交付申請（事業者→県→国） ○交付決定（国→県→事業者） ○事業完了（ <u>施工業者への支払まで完了</u> ）
R 10	3月3日（金）まで	○実績報告（事業者→県→国） ○補助金精算払い（県→事業者）

## 8 留意事項

### （1）事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
- ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議の対象とはなりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、実行性のある安全上及び避難上の対策を講じることを条件とし、具体的な対策内容の説明を要します。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対しても事業計画の説明を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。
- ・ 外構工事費や備品購入費は補助の対象となりません。（例：駐車場整備費、土地造成費、土地購入費、壁掛けエアコンの整備費等）

## (2) 財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。

処分とは…補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。

- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けずに処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

## 9 問合せ先等

- ・ 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- ・ 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電 話：022-211-2544

E-mail：[syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp)

令和8年6月

# 介護職員等による 喀痰吸引等に係る制度について

---

認定特定行為における事業者登録等について

宮城県保健福祉部

障害福祉課・施設支援班

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について (社会福祉士及び介護福祉士法)

### 趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。  
☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

### 実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為  
であって、医師の指示の下に行われるもの
- ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、  
たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
- ☆ 具体的な行為については省令で規定
  - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
  - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

### 介護職員等の範囲

- 介護福祉士
  - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
  - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
  - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

### 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
  - ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
  - ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
  - ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
  - ☆ 具体的な要件については省令で規定
  - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

### 登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、  
事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
  - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
  - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
  - ☆ 具体的な要件については省令で規定
  - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

#### <対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、  
有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
  - ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
  - ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
  - ・ 特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

### 実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行  
(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であつても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

## 今回の法改正で実施可能となった医行為の範囲

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）

【法：第2条第2項】

法第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

【省令：第1条】

【施行通知：第2-1（喀痰吸引等の範囲）】

○同条第1号及び第2号に規定する喀痰吸引については、咽頭の手前までを限度とすること。

○同条第4号の胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施の際には、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を、  
同条第5号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が行うこと。

# 医行為の制限

## 医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

- 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」を言う。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

- 罰則（第三十一条）

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

## 保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

- 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

- 罰則（第四十三条）

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

# 医行為の制限の例外

## 社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
  - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
  - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
  - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

- 附則第十条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

- 附則第十一条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

認定特定業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者でなければ、その交付を受けることができない。

- 附則第二十七条 [特定行為業務の登録]

自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

# 必要な手続き等の概要

## ● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

## ● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか	
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		障害福祉課

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

# 必要な手続き等の概要

## ① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

## ② 従事者の認定

### ■ 認定特定行為従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。

### ■ 申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 運営指導班	022-211-2556
3号研修	宮城県保健福祉部障害福祉課 施設支援班	022-211-2544

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

# 必要な手続き等の概要

## ③ 事業者の登録

### ■ 登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、県が登録します。登録を受けなければ、特定行為は行えません。（法附則第27条）

### ■ 申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 運営指導班	022-211-2556
障害者総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部障害福祉課 施設支援班	022-211-2544

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

# 必要な手続き等の概要

## ④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八の六 ※準用)

### ■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

### ■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、登録更新の手続きが必要です。

### ■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

## ● 必要な手続きの詳細・様式等

- 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

- 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

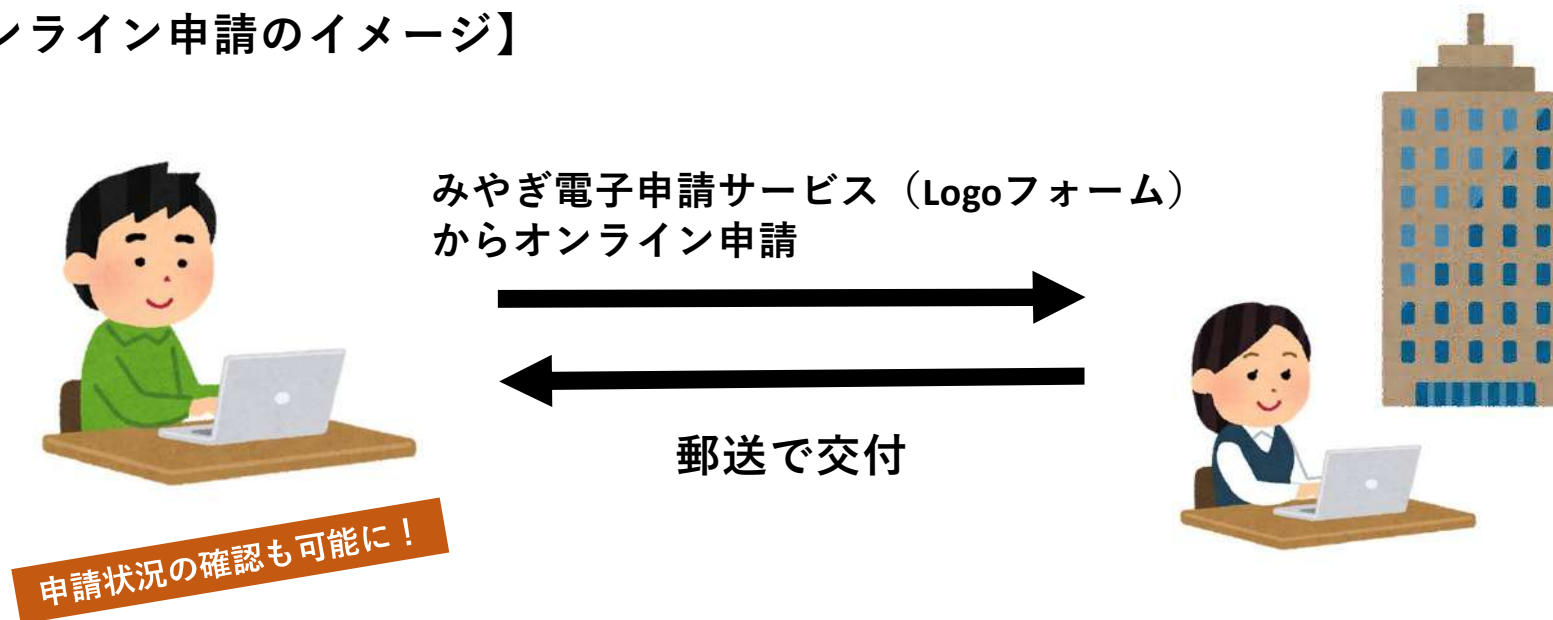
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html)

# オンライン申請の開始に向けて

## 「手続きのオンライン化を検討しています！」

- ・ 現在、特定行為実施における申請手続きは書類の郵送により受付をしておりますが、申請者の負担軽減のため手続きのオンライン化に向けて検討を進めております。（開始時期は未定）
- ・ 詳細については、今後HPや通知にてお知らせする予定です。

### 【オンライン申請のイメージ】



# 罰則・登録の取消し・欠格条項等

## 社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

- 附則第三十一条 [罰則]

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十七条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者

二 附則第二十七条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

- 第四十八条の七（準用）

都道府県知事は、登録喫煙吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喫煙吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

- 第四十八条の四（準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない

一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがある者

# 指定の取消し・欠格条項等

## 障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

### ● 第三十六条 [指定障害福祉サービス事業者の指定] (抜粋)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当するとき。

### ● 第五十条 [指定の取消し等] (抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

※児童福祉法や介護保険法にも、概ね同様の規定がある。

# 法令遵守・適切な手続きをお願いします

---

## 「改めて確認！」「定期的に確認！」

- 事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従事者・利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？
- 施設・事業所として、手続き漏れや遅滞が生じない対応を検討していますか？  
(対応例)定期的に自主点検を行う、複数の職員で確認する、  
職員間で必要な手続きと期日を書面で可視化・共有する 等

※ 本日ご案内したのは、必要な手続きの一部です。関係法令や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ ご不明な点は、お問い合わせください。

### ■ 県ウェブページ「登録特定行為事業者の登録手続き等について」

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/touroku.html>)

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)自主点検表」(※別添)を掲載しています。定期的な点検等に御活用ください。

(自主点検表は、上記ウェブページ中「7 登録状況等に係る自主点検について」に掲載しています。)

# 「令和9年度宮城県精神障害者 地域受入体制拡充支援事業補助金」のご案内



精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まい（グループホーム）を宮城県内に整備するための補助金です。ぜひ、ご活用ください！

## 1. 趣旨

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的として、精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを確保するために、障害者総合支援法に定める共同生活援助を行うグループホームの整備に要する経費について補助金を交付するもの。

## 2. 事業主体（補助を受けられる法人）

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

## 3. 補助事業内容

対象経費、基準額及び補助率は「社会福祉施設等施設整備事業費補助事業」に準ずる。

## 4. 補助要件

- ・宮城県内（仙台市以外）に精神障害者を積極的に受け入れるためのグループホームを創設（新たに施設を整備）又は改築（既存施設の改築整備）すること（※）。  
※整備した建物の定員に対して、精神障害者を3割以上受け入れることを想定した計画に限ります。
- ・令和10年3月3日（金）までに事業を完了し、実績報告すること。
- ・施策の効果検証のため、施設整備後の利用者受入状況等について、調査を行う場合があります。

## 5. 令和9年度補助予定施設数

6か所程度



## 6. 今後のスケジュール

令和9年度社会福祉施設等施設整備事業費補助事業（担当：宮城県保健福祉部障害福祉課）に準ずる。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/r5shisetsuseibihi.html>

### <問合せ先>

事業内容等：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：[seishin-se@pref.miyagi.lg.jp](mailto:seishin-se@pref.miyagi.lg.jp)

補助金申請：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班（メールのみ）

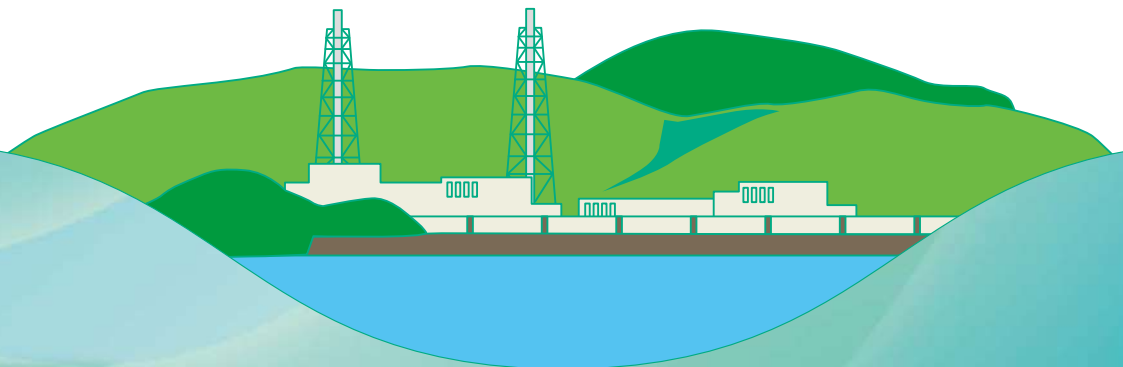
mail：[syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp)

保存版

各家庭・事業所等に備えてください

令和7年2月発行

# 原子力防災の 手引き



県のホームページでもご覧いただけます

宮城県原子力防災の手引き

検索

 宮城県

## はじめに

- この冊子は、東北電力株式会社女川原子力発電所で、万が一事故が発生したり原子力災害に至った際に、「住民の皆さんがどのように行動すればよいか」についてまとめたものです。
- 日頃からよく読んでいただくとともに、身近な場所に保管するようにしてください。

## 目次

1 原子力災害ってなに? . . . . .	P.1
2 放射線・放射能・放射性物質ってなに? . . . . .	P.2
3 原子力災害時に注意することは? . . . . .	P.3
4 準備が必要な地域はどこ? . . . . .	P.4
5 原子力発電所で事故が発生したら、どうすればいいの? . . . . .	P.6
6 どうして「屋内退避」をするの? . . . . .	P.8
7 「屋内退避」はどうすればいいの? . . . . .	P.9
8 「避難や一時移転」はどうすればいいの? . . . . .	P.10
9 どうして「避難指示」の後に逃げるの? . . . . .	P.11
10 「避難退域時検査場所」ではどんなことをするの? . . . . .	P.14
11 安定ヨウ素剤ってなに? . . . . .	P.15
12 「原子力防災アプリ」ってなに? . . . . .	P.16
13 どこで情報が見られるの? . . . . .	P.18

# 1 原子力災害ってなに？

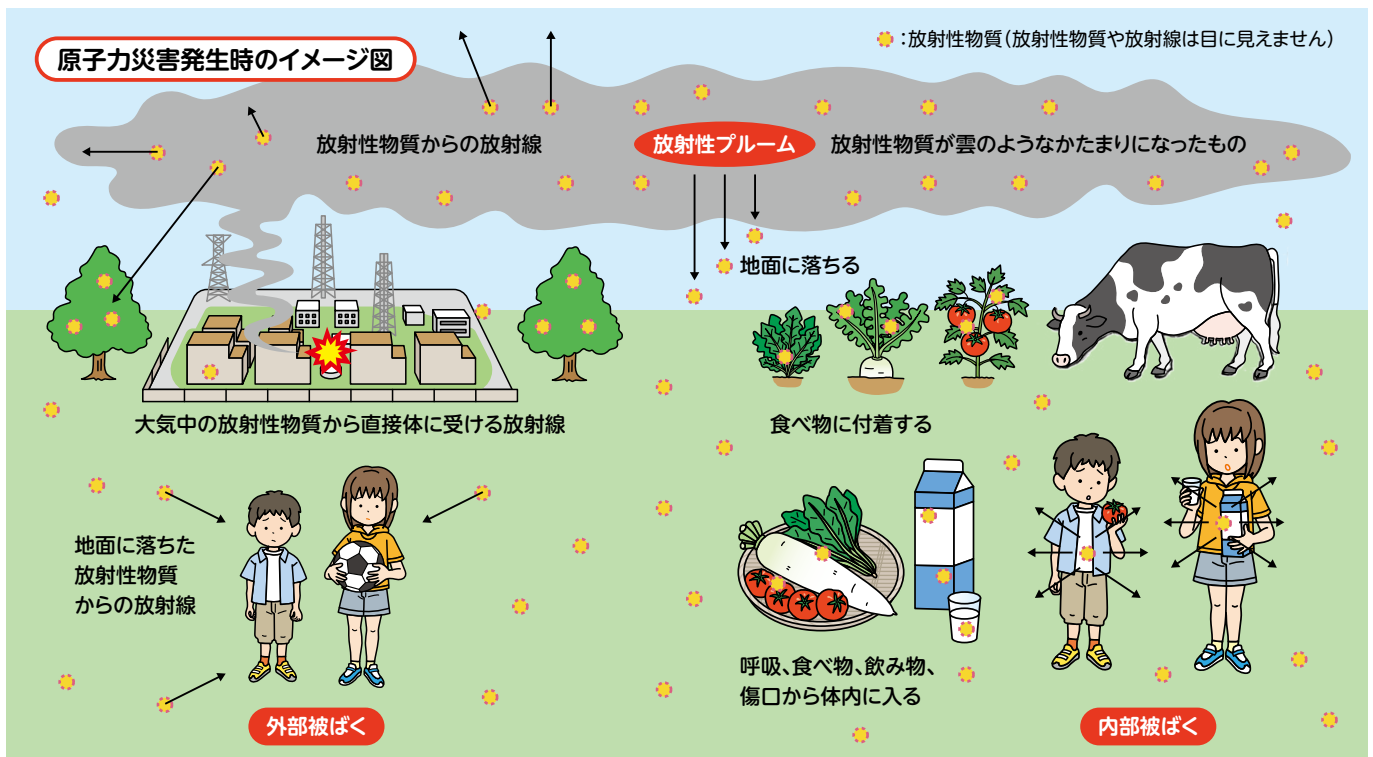
- ➡ 原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害をいいます。  
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

## 原子力災害の特徴とは？

- 原子力災害は、風水害、地震、火災などとは違い、目にも見えず、臭いもしないなど五感に感じることができません。
- しかし、原子力災害が発生する前に、原子力施設で起きた事故の状況を住民の皆さんにお知らせするとともに、日頃から放射線を測定することで災害に備えています。

## 原子力発電所で事故が発生するとどうなるの？

- 原子力施設で事故が起きた場合、周囲に放射性物質が放出され、被ばくするおそれがあります。
- 放射性物質は雲のようなかたまり(放射性プルーム)となって、**風下側に広がっていきます。**
- 被ばくには体の外部から放射線を受ける「外部被ばく」と、呼吸や飲食により放射性物質を取り込み、体の内部から放射線を受ける「内部被ばく」があります。
- 内部被ばくを少なくするために、指定された地区で採れた飲食物の摂取制限を行う場合があります。



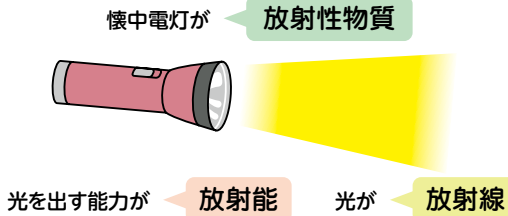
原子力災害から身を守るためには、原子力防災に関する正しい知識が必要です。  
日ごろから、国、県、市町などからの情報に耳をかたむけ、災害時の行動を確認しておきましょう。

# 2

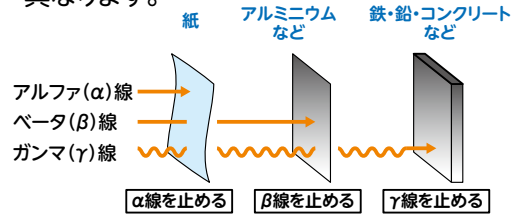
## 放射線・放射能・放射性物質ってなに？

●放射性物質から出る粒子や電磁波を「放射線」、放射線を出す能力を「放射能」、放射能を持つ物質を「放射性物質」といいます。

【懐中電灯に例えると】



●放射線には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線などがあり、それぞれ物質を通り抜ける力が異なります。



放射線は、鉄・鉛・コンクリートなどで防ぐことができるため、原子力災害時には、屋内退避が有効です。

### 日常生活と放射線

放射性物質は、人類が誕生する前から存在しており、私たちは日常的に身の回りの地面や空気、そして食べ物からも放射線を受けています。また、医療でも放射線は利用されています。

放射線は、体の細胞を傷つけますが、その傷を修復する仕組みが体の中に備わっています。

日本人が1年間に受ける自然放射線による平均被ばく量は2.1ミリシーベルトです。

#### 人工放射線



がん治療  
(治療部位  
のみの線量)

心臓カテーテル  
(皮膚線量)

原子力や放射線を取り扱う  
作業者の線量限度  
100ミリシーベルト/5年  
50ミリシーベルト/年



CT検査/1回



胃のX線健診/1回  
PET検査/1回



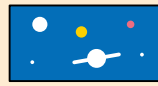
ICRP勧告における  
管理された線源からの  
一般公衆の年間線量限度  
(医療被ばくを除く)



胸のX線  
集団検診/1回

歯科撮影

#### 自然放射線



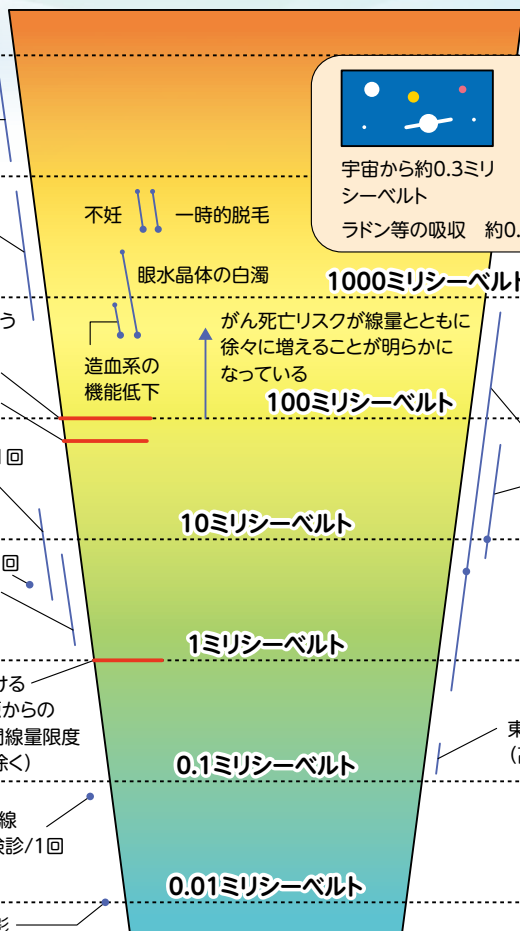
宇宙から約0.3ミリ  
シーベルト  
ラドン等の吸収 約0.472ミリシーベルト



大地から約0.33ミリ  
シーベルト



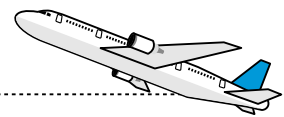
食物から約0.994ミリ  
シーベルト



高自然放射線地域における  
大地からの年間線量  
イラン/ラムサル  
インド/ケララ、チェンナイ

一人当たりの自然放射線  
(年間約2.1ミリシーベルト)  
日本平均

東京-ニューヨーク(往復)  
(高度による宇宙線の増加)



出典：(国研)量研放医研HP「放射線被ばくの早見図」UNSCEAR2008年報告書、ICRP2007年勧告、日本放射線技師会医療被ばくガイドライン、新版・生活環境放射線(国民線量の算定)などにより、放医研が作成(2013年5月)〈2018年5月改定版引用改変〉(自然放射線)出典：原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)2008年報告書、(公財)原子力安全研究協会「生活環境放射線(国民線量の算定)第3版」(2020年)

線量の  
単位

実効線量：Sv(シーベルト)

臓器・組織の各部位で受けた線量を、がんや遺伝性影響の感受性について重み付けをして全身で足し合わせた量で、放射線防護に用いる線量。

# 3 原子力災害時に注意することは?

➡ 原子力災害の情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、有線放送、広報車、原子力防災アプリなどあらゆる手段を通じてお知らせします。誤った情報が広まることもありますので、公共機関が報じる正しい情報や指示を待って、あせらずに落ち着いて行動することが大切です。

## 原子力災害の情報を聞いたら何をするの?



宮城県原子力防災アプリ※から送付されるプッシュ通知を確認し、原子力災害の状況を把握してください。



正確な情報収集のため、テレビ、ラジオのスイッチを入れてください。



防災行政無線、広報車、インターネットなどの情報に注意してください。



漁船や航行中の船舶には、海上保安庁や漁業無線局等より情報をお伝えします。



ご近所の方と情報の確認をしてください。



県や市町の情報に従って行動し、誤った情報にまどわされないようにしてください。

※原子力防災アプリについてはP16へ

## 災害の情報はどうやって伝えられるの?



事故等の発生!

国・原子力災害現地対策本部

報道要請  
記者会見

**報道機関**

- ・テレビ
- ・ラジオ
- ・インターネットなど

指示  
宮城県災害対策本部

住民への  
広報

**県**

- ・ホームページ、SNS
- 原子力防災アプリなど

指示  
市町災害対策本部

住民への  
広報

**市町**

- ・防災行政無線
- ・広報車・消防団
- ・緊急速報メール
- ・ホームページ、SNS
- 原子力防災アプリなど

**住民**  
(観光客等を含む)

- ・指示に従って行動してください。
- ・避難中はラジオ、携帯電話、スマートフォン等から情報を入手してください。

# 4 準備が必要な地域はどこ？

➔ 原子力発電所から概ね半径 **5km 圏内 (PAZ)** と概ね半径 **5km~30km 圏内 (準PAZ・UPZ)** の地域です。

## 「PAZ・準PAZ・UPZ」とは

・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえて定められた、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域のことです。

### PAZ 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone)

- ・原子力発電所の状況に応じて **予防的に避難する区域** のことです。
- ・原子力発電所から概ね半径 **5km 圏内** の地域が該当します。

#### PAZ対象地域

女川町	小屋取、塚浜、飯子浜、野々浜、大石原、横浦、高白、桐ヶ崎、竹浦、寺間、出島
石巻市	谷川、大谷川、鮫浦、泊、前網、寄磯、荻浜、小積浜

### 準PAZ PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域

- ・「PAZ」と同様、原子力発電所の状況に応じて **予防的に避難する区域** のことです。
- ・原子力発電所から概ね半径 **5km~30km 圏内** の **有人離島、牡鹿半島地域** が該当します ( **PAZ** を除く ) 。

#### 準PAZ対象地域

女川町	江島
石巻市	鮎川、金華山、新山、長渡、網地、十八成、小淵、給分、大原、小網倉、牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦、田代浜 (仁斗田・大泊)

### UPZ 緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone)

- ・原子力発電所の状況に応じて **屋内に退避** し、空間放射線量率の **測定結果に応じて避難や一時移転を行う区域** のことです。
- ・原子力発電所から概ね半径 **5km~30km 圏内** の地域が該当します ( **PAZ** ・ **準PAZ** の地域を除く ) 。

#### UPZ対象地域

女川町	<b>PAZ</b> ・ <b>準PAZ</b> 以外の地域
石巻市	<b>PAZ</b> ・ <b>準PAZ</b> 以外の地域
登米市	津山町全域、豊里町全域
東松島市	上町一~三、下町一~五、大溜、東大溜、関の内一~三、作田浦、下浦、あおい一~三、南浦宿舎、谷地、上河戸二~四、若葉、下小松、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、立沼、鹿妻一~二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一~二、貝殻塚一~二、貝田、筒場、高田、上浜一~三、下浜一~二、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一~六、新川前、南緑、南新一~二、柳北、柳上、柳下、柳西、照井、御下、小松台、塩入、表、中、大島、裏一~二、小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、浜市上、浜市下、平岡、中下、新町、亀岡東、亀岡南、野蒜ヶ丘一、大浜、室浜、月浜、里北、里南
涌谷町	大谷地、短台
美里町	小島
南三陸町	荒町上、荒町下、折立上、水戸辺、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、沖田、西戸、宇津野、林、大久保

**PAZ** 予防的防護措置を準備する区域  
**原発から概ね5km圏内**※

重大な事故が起きたら放射性物質放出前に**全区域が** **予防的に避難**

避難により健康リスクが高まる方 **屋内退避施設に退避**

**準PAZ** PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域  
**原発から概ね30km圏内にあるPAZ外の有人離島、牡鹿半島地域**

重大な事故が起きたら放射性物質放出前に **予防的に避難**

避難により健康リスクが高まる方 **屋内退避施設に退避**

**UPZ** 緊急防護措置を準備する区域  
**原発から概ね5km~30km圏内**※

重大な事故が起きたら原則として **屋内退避**

空間放射線量率が国の基準を超えた区域は指示に基づき、 **避難・一時移転**

※区域の詳細については、お住まいの市町の避難計画を確認してください。



出典：女川地域の緊急時対応

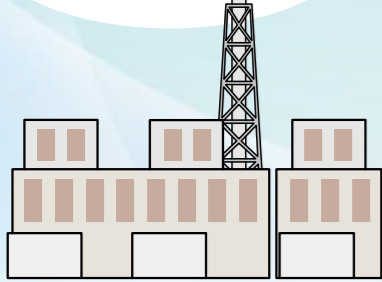
# 5 原子力発電所で事故が発生したら、どうすればいいの？

→ 市町からの指示に従い、避難や屋内退避などを実施します。

## どう行動すればよいか？～事故発生から避難までの流れ～

- 国、県、市町が避難や屋内退避が必要か判断し、お知らせします。
- 事故が発生したからといって、必ずしも放射性物質が放出されるわけではなく、避難や屋内退避が必要ない場合もありますので、**行政機関からの正しい情報や指示に従って落ち着いて行動することが大切です。**

原子力発電所の  
状況



国・県・市町からの  
情報提供  
行動の指示

事故等の  
発生

住民への  
情報提供を開始

- 原子力発電所の事故の状況などについてお知らせします。

放射性物質放出の  
可能性が高まる

事態の進展

(放射性物質の放出前)  
避難または屋内退避等の  
行動を指示

- 事態の進展に応じ、PAZ・準PAZでは避難、UPZでは屋内退避を指示します。

放射性物質の  
放出

一部区域で  
空間放射線量率が  
基準値を超える

状況によって避難が必要な区域を  
特定して避難や一時移転を指示

- 放射線量率の測定結果を踏まえて避難が必要な区域を特定して避難や一時移転を指示します。
- 必要に応じて安定ヨウ素剤の服用や飲食物の摂取制限も指示します。

住民の皆さんの行動

PAZ  
(~5km圏内)

準PAZ

予防的防護措置を  
準備する区域

正確な  
情報の入手

避難※  
準備 → 避難



※状況により、より早い段階で避難が必要な方については指示します。

安定ヨウ素剤(15ページ)の服用

UPZ  
(5~30km圏内)

緊急防護措置を  
準備する区域

正確な  
情報の入手

屋内退避  
準備 → 屋内退避



屋内退避継続

状況によって特定の区域が  
避難や一時移転

安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限



# 6

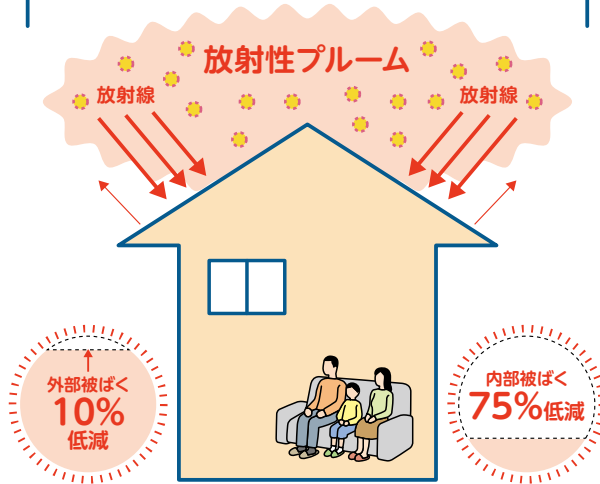
## どうして「屋内退避」をするの？



➡ 万が一、放射性物質が放出した場合でも、「屋内退避」をすることで、被ばくが抑えられます。

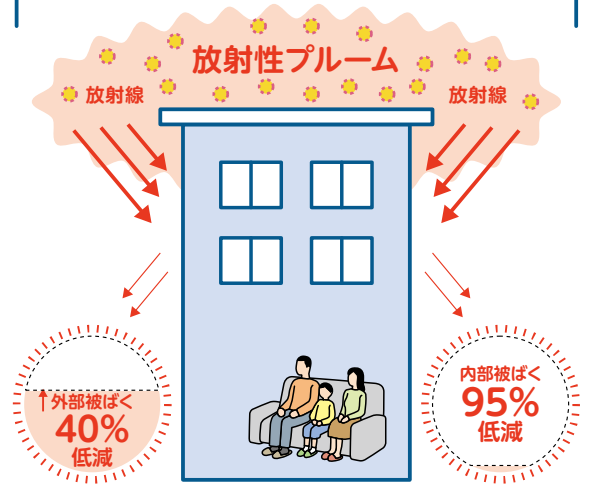
放射性プルーム通過中

### 木造家屋の場合



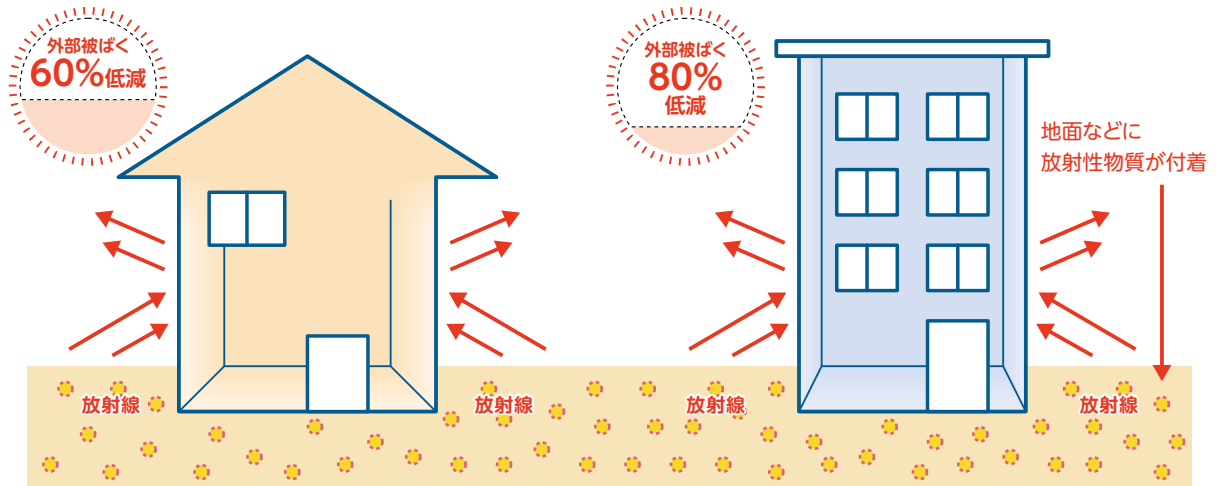
放射線(ガンマ線等)による外部被ばくを**10%低減**  
放射性物質を吸うことによる内部被ばくを**75%低減**

### コンクリートの建物の場合



放射線(ガンマ線等)による外部被ばくを**40%低減**  
放射性物質を吸うことによる内部被ばくを**95%低減**

放射性プルーム通過後



地面等に落ちた放射性物質からの放射線による外部被ばくを**60%低減**

地面等に落ちた放射性物質からの放射線による外部被ばくを**80%低減**

出典：原子力規制委員会作成「緊急時被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」

### 屋内退避について

より詳しく知りたい方は、コチラ [内閣府HPへ](#)



# 7

## 「屋内退避」はどうすればいいの？



➡ 自宅や公共施設などの建物に入ってください。

### 効果的に実施するには？

- ドアや窓を閉めるなど、花粉対策と同じように放射性物質が室内に入ってくることを防ぐと、被ばくする量を少なくすることができます。
- 放射性プルーム(放射性物質が雲のようなかたまりとなったもの)が通過するときは、避難しようと屋外に出るよりも、屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。
- 気密性の高いコンクリート製の建物に屋内退避した場合、吸入による内部被ばくを屋外にいる場合の1/20程度に抑えることができます。

※外気を取り入れないタイプのエアコンは屋内退避中でも使用できます。

### 「屋内退避」の指示が出された場合

外から帰ってきたら、  
玄関先で衣類を着替え、  
顔や手を洗い、うがいをしましょう。  
(着替えた衣類はビニール袋等に  
入れて保管します。)

ドアや窓を  
閉めてください。

換気扇などを  
止めてください。

食品にはフタをしたり、  
ラップをしてください。

今後の避難に備え  
用意しましょう  
p21の持出し品  
チェックリストへ

宮城県原子力  
防災アプリから  
発出される  
プッシュ通知により  
原子力災害に  
関する情報を  
確認して  
ください。

テレビ、ラジオ、防災行政無線等による  
広報などの情報に注意してください。

ペットは屋内に  
入れましょう。

# 8

## 「避難や一時移転」はどうすればいいの?



市町の指示や原子力防災アプリの通知に従って、避難退域時検査場所や避難所に向かいます。

### 避難前の行動は?

- 避難や一時移転の指示があった場合は、指示の内容を確認し、落ち着いて行動してください。
- 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めてください。
- 忘れずに戸締まりをしてください。
- 原子力防災アプリのプッシュ通知により検査場所や避難所を確認する。

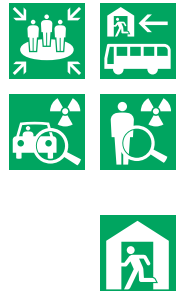


### チェックリスト

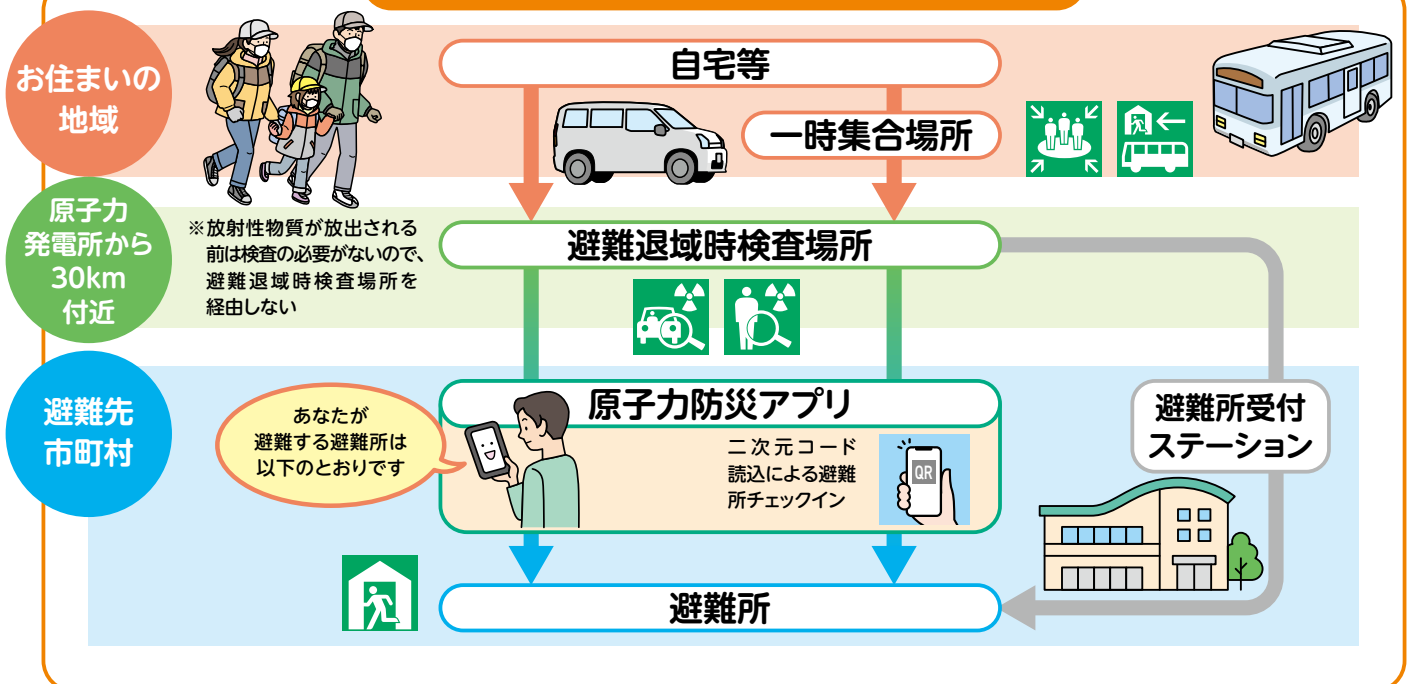
- 最新の情報を入手する
- 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- 指示の内容に従い避難する
- 戸締まりをする

### 避難はどうすればいいの?

- **自家用車での避難が基本** となります。  
災害時にすぐに給油できるとは限らないので、**常に避難できる程度のガソリン残量を確保** するよう心がけてください。
- 自家用車により移動できない場合は、一時集合場所に集合し、バス、船舶、ヘリコプター等により避難します（一時集合場所は、各市町が区域ごとに定めます）。
- 放射性物質が放出された後に避難する **UPZ** 内の住民の皆さんは、放射性物質の付着の状況を検査するために、避難の途中で「避難退域時検査場所」を経由します。避難退域時検査場所では検査済証が発行されます。避難所等で使用するため、なくさないようにしましょう。
- 避難先の市町村に着いたら「原子力防災アプリ」の通知に従い、避難所に移動します。



### 「避難や一時移転」の指示が出された場合



# 9

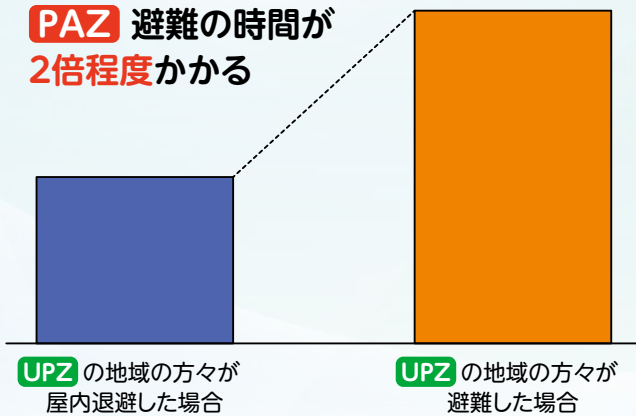
## どうして「避難指示」の後に逃げるの?



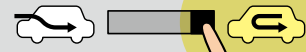
➡ **UPZ** の地域の皆さんが屋内退避せず早期に移動すると、先に避難する **PAZ** (原子力発電所から概ね5km内) の地域の方々の避難時間が長くなってしまいます。

参考 県による避難時間推計の結果

**PAZ** 避難の時間が  
2倍程度かかる



車のエアコンを  
内気循環にする。



避難するときは、放射性物質を車内に取り込まないように窓を閉めましょう。また、エアコンは使用を控えるか、内気循環に切り替えましょう。



参考

屋外滞在時内部被ばく線量に対する時速30kmで走行する車両内滞在時の7日間積算内部被ばく線量の相対比

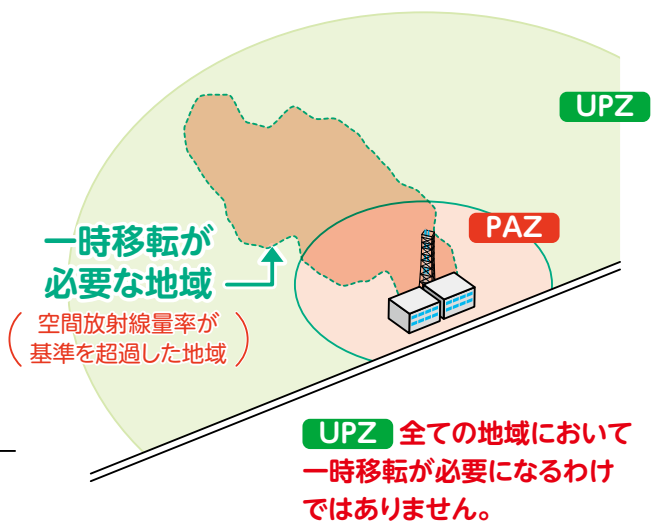
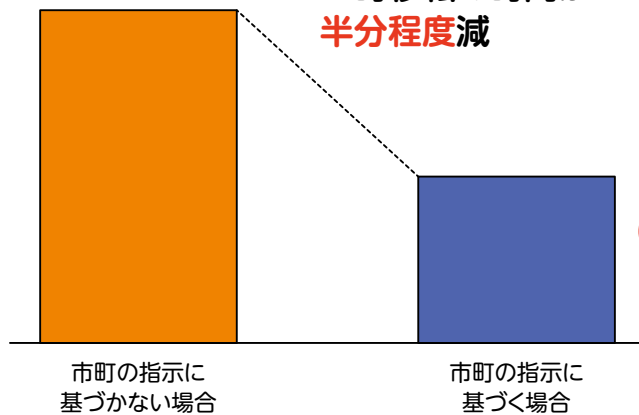
	内気循環	外気導入
コンパクトカー	0.61	0.81
ミニバン	0.55	0.78
軽自動車	0.65	0.73

出典: 原子力災害発生時の防護措置  
-放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避-  
(令和4年10月27日)内閣府(原子力防災担当)

➡ また、自主避難者が増えると、渋滞により避難対象者の避難時間が長くなるため、かえって不要な被ばくをする恐れがあります。

参考 県による避難時間推計の結果

一時移転の時間が  
半分程度減



住民の皆さんに対して、原子力災害時における適切な避難行動の周知と理解促進を図るために行ったものです。

避難時間推計の結果は、コチラ [宮城県HPへ](#)



# 避難退域時検査場所候補地マップ



- 基準値を超過した地域に合わせて、必要な検査場所が開設されます。
- どの地域の方がどの検査場所を通るかは、各市町の避難計画で定めませんが、災害の状況に応じて変更されることもあります。
- 原子力災害時には、お住まいの自治体の指示に従い、避難してください。



地図データ出展：国土地理院ウェブサイト(URL : <https://maps.gsi.go.jp>)

# 10 「避難退域時検査場所」ではどんなことをするの？

➡ 車や衣服などに放射性物質が付いていないかを調べます。



## どんなことをするの？

- 避難所に向かう途中の、避難経路上に「避難退域時検査場所」を設置します。
- 避難退域時検査場所では、車や衣服などへの放射性物質の付着状態を検査します。
- 検査の結果、基準値を超えた場合は簡易除染※1を行います。
- 検査後に検査済証が渡されるので、確実に受け取りましょう。  
(原子力防災アプリによる検査結果の電子交付により、要する時間が短縮されます。)



※1簡易除染とは、拭き取りや着替え等の簡易的な除染のことをいう。

## 避難退域時検査場所での流れ

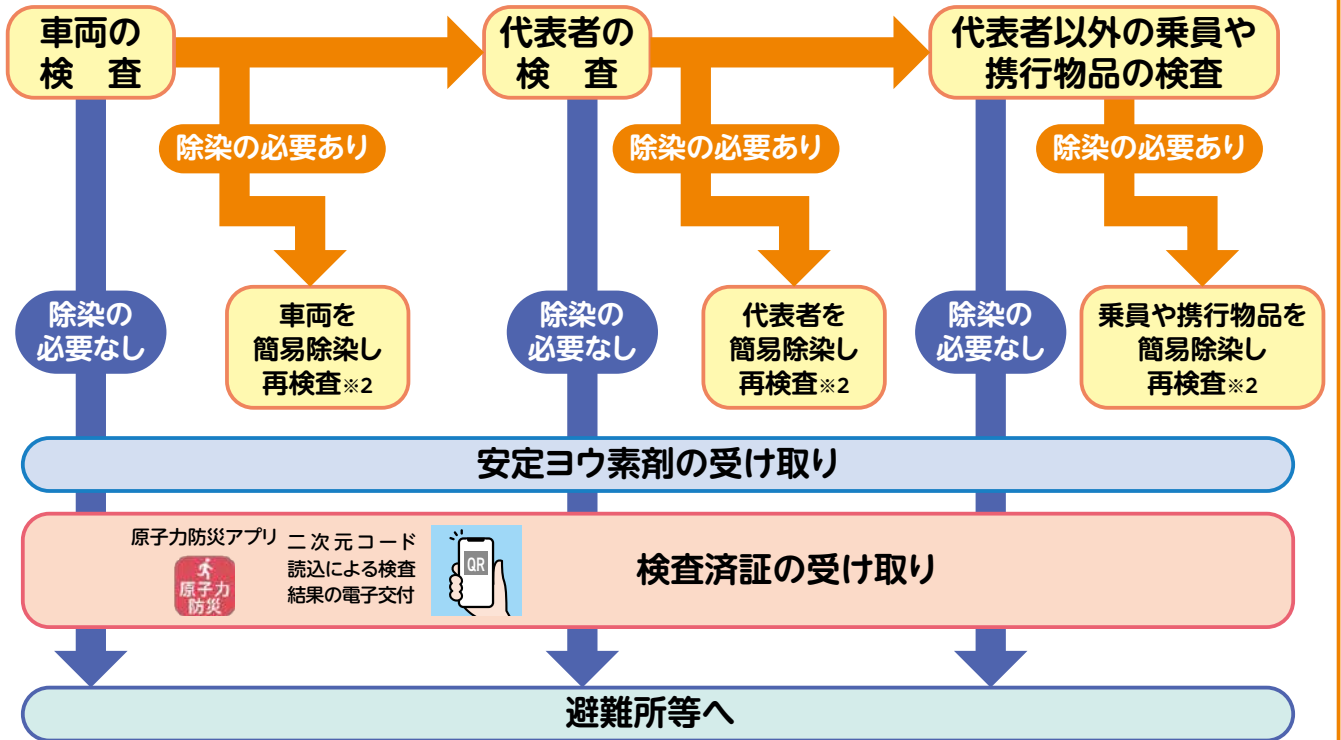


凡例：

- ➡ 基準値超過
- ➡ 基準値以下



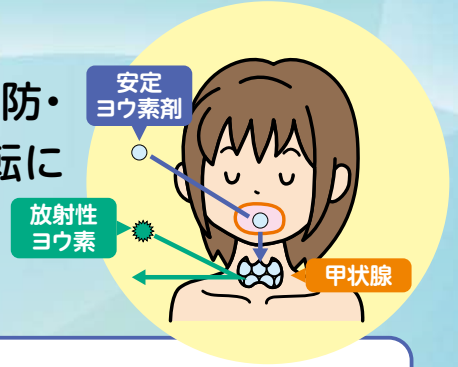
↑放射線測定器 (サーベイメータ)



※2 簡易除染しても基準値以下にならなかった場合  
 避難者：東北大学病院や仙台医療センターなどの専門の医療機関で除染を行います。  
 車両や携行物品：検査場所で一時保管します。

# 11 安定ヨウ素剤ってなに？

➡ 放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品です。避難や一時移転にあわせて服用する場合があります。



## なぜ安定ヨウ素剤を飲むの？

- 原子力災害時には、放射性ヨウ素が大気中に放出されることがあります。
- 呼吸や飲食により放射性ヨウ素を摂取すると、甲状腺に集まり内部被ばくを起こし、その影響により甲状腺がん等を発症するリスクが上昇するといわれています。
- 放射性ではない安定ヨウ素剤を服用することで、甲状腺の内部被ばくを防ぐことができます。
- 安定ヨウ素剤は、効果のある時間が限られているため、避難や一時移転の指示にあわせて出される**服用指示にしたがい、適切なタイミングで服用**することが重要です。

### 注意

- 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の放射性物質には全く効果がありません。服用後も、必ず避難・一時移転などの防護措置は継続してください。

## 安定ヨウ素剤の服用について

- 服用の指示は、国、県又は市町が行います。
- 服用量は必ず守ってください。(多く飲んでも効果は上がりません)
- 特別な指示がない限り、複数回服用しないでください。

1 回 服 用 量	対象者		服用量	
	13歳以上	丸 剤	2丸	
	3歳以上13歳未満		1丸	
	生後1か月から3歳未満	ゼリー剤	32.5mg 1包	
新生児	16.3mg 1包			



丸剤



ゼリー剤

## 服用にあたっての注意

- 安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴がある方は服用することができません。
- 妊娠している方が服用した場合や新生児に服用させた場合には、医師や薬剤師にご相談ください。
- まれに発疹や吐き気、嘔吐、胃痛、下痢などの症状がでることがあります。症状がひどい場合は、医師にご相談ください。

## 安定ヨウ素剤の配布方法

- **PAZ** **準PAZ** にお住まいの方
  - 県、市町が開催する事前配布会等で事前に配布しますので、必ずご参加ください。
  - 事前配布の対象は、40歳未満の方、妊婦、授乳婦、お子さんを望まれている女性となりますが、40歳以上であつても希望される方には事前に配布します。
  - 事前配布された安定ヨウ素剤を紛失した方や事前配布されていない方などには、避難等にあわせて、市町が指定する一時集合場所で配布します。
- **UPZ** にお住まいの方
  - 服用が必要になった場合、避難や一時移転にあわせて一時集合場所及び避難退域時検査場所で配布します。

# 12 「原子力防災アプリ」ってなに?



ダウンロードは  
こちらから!



アプリ導入方法は  
こちらから!



## 宮城県原子力防災アプリについて

原子力災害時の避難を支援するスマートフォン向けアプリです。  
デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」のアイコンからお使いいただけます。

ご用意いただくもの(3点)

- ①スマートフォン  
(マイナンバーカード読み込み対応のもの)
- ②マイナンバーカード
- ③マイナンバーカードの暗証番号



ポケット  
サイン



原子力防  
災  
原子力防災  
アイコン

**ご注意!** ご利用いただくには「原子力防災アイコン」から **規約等への同意ボタンをタップしてください。**

## 機能のご紹介

1. 原子力災害発生時、  
登録された  
ご住所に応じた  
避難所などの情報を  
臨機応変に  
お知らせ



スマホに  
お知らせが届きます

**避難の開始について**  
女川原子力発電所の事故により、以下の地区に避難指示が出されました。あなたが避難する避難所は以下の通りです

名称: 【避難所】〇〇体育館  
所在: 宮城県〇〇市〇〇字〇〇  
地図URL: <https://maps.app.goo.gl/CT8C1Wjv1gGcTJHFA>

地図を見る

地図もお知らせします

2. 避難所到着後、  
お名前などの記入が不要な**簡単受付**

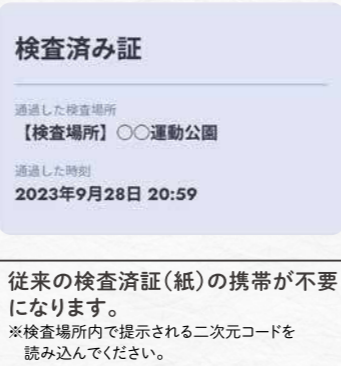


二次元コード  
読み取りをタップ

避難所に掲示されている  
二次元コードを枠内に映す

手続き完了  
(スマホ画面に表示)

3. 検査場所での  
検査済証を  
アプリに交付



従来の検査済証(紙)の携帯が不要になります。  
\*検査場所内で提示される二次元コードを読み込んでください。

事前にご家族を登録いただくと「同行者を追加する」ボタンからご家族の受付もまとめて完了できます。(登録方法は17ページをご覧ください。)

## アプリ画面のご説明

このアプリは、  
**災害時に使う機能**  
**災害に備える機能**を備えています。



### 災害時に使う

#### 二次元コードの読み取り

災害時に避難所などの二次元コードを読み込むだけで正確かつ迅速な登録ができます



#### 避難状況の登録

どのような避難状況にあるかを登録できます

家族などの避難状況も同行者としてまとめて登録できます



### 災害に備える

#### アレルギーの登録

主要なアレルギーから  
選択できます



該当する項目がない場合は、自分でアレルギー情報の編集・追加も可能です

#### 家族の登録

マイナンバーカードなどでご家族を登録することができます  
登録した情報は、避難状況の管理等に使用されます

#### じぶんの避難所

自治体が登録した避難所などが表示されます  
詳細から施設の地図を見ることができます

# 13 ⑬ どこで情報が見られるの？

➡ 自治体のホームページ等で情報を入手することができます。

## 情報の収集方法は？

- 原子力災害が発生した場合、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオなどで、現在の状況や今後の必要な対応などについてお知らせします。
- お住まいの自治体の以下の情報入手先について、平常時に確認や登録などを済ませておきましょう。

## 各自治体での情報提供方法

### ●原子力関係

HP ホームページ

↳ 原子力安全対策課トップページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/>



HP ホームページ

↳ みやぎ原子力情報ステーション

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>



HP ホームページ

↳ 宮城県防災情報ポータル

<https://miyagi-bousai.my.salesforce-sites.com/>



### ●防災関係

HP ブログ

↳ 防災・危機管理ブログ

<https://plaza.rakuten.co.jp/bousaimiyagi/>



X (旧Twitter)

↳ 宮城県防災アカウント @miyagi\_bosai

宮城県

HP ホームページ

↳ 防災関係

[https://www.town.onagawa.miyagi.jp/05\\_03.html](https://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_03.html)



X (旧Twitter)

↳ 女川町公式アカウント @TownOnagawa

女川町

HP ホームページ

↳ トップページ

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/index.html>

メール配信サービス

↳ 災害情報メール

※配信元: is-news@my.e-msg.jp

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10106000/6851/6851.html>

HP Facebook

↳ 石巻市役所【災害・防災・減災情報】アカウント @IshiSaigai



X(旧Twitter)

↳ 石巻市役所【災害・防災・減災情報】アカウント @IshiSaigai

HP ホームページ

↳ トップページ

<https://www.city.tome.miyagi.jp>

LINE

↳ 登米市公式アカウント @tomecity

<https://www.city.tome.miyagi.jp/koshitu/shisejoho/kohokocho/shikoushikiline.html>

メール配信サービス

↳ 災害情報メール

<https://plus.sugumail.com/usr/tome/home>

HP ホームページ

↳ トップページ

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>

メール配信サービス

↳ 災害情報メール

※登録用アドレス: t-higashimatsushima@sg-p.jp  
配信元: info@hm-mail.jp<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kurashi/ansen-anshin/bosai-saigai/saigainisonaete/maillservice.html>

## 各自治体での情報提供方法

涌谷町

HP ホームページ  
↳ トップページ

<https://www.town.wakuya.miyagi.jp/>



メール配信サービス  
↳ 涌谷町すぐメール

<https://www.town.wakuya.miyagi.jp/kurashi/bosai/bosai/musen.html>



美里町

HP ホームページ  
↳ トップページ

<https://www.town.misato.miyagi.jp>



南三陸町

HP ホームページ  
↳ 原子力災害対策

<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/30,0,106,html>



HP ホームページ  
↳ 防災

<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/30,html>



メール配信サービス  
↳ 災害情報メール

<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/7,203,47,html>



Facebook  
↳ 南三陸町公式アカウント @town.minamisanriku



## 持出し品チェックリスト

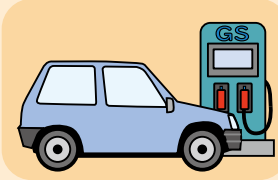
自然災害への備えと同じですので、日頃から準備しておきましょう！

<input checked="" type="checkbox"/> <b>貴重品</b>  現金・印鑑・健康保険証など	<input checked="" type="checkbox"/> <b>食料</b>  飲料水・非常食	<input checked="" type="checkbox"/> <b>応急医薬品</b>  常備薬・お薬手帳 バンソウコウなど	<input checked="" type="checkbox"/> <b>事前配布された安定ヨウ素剤</b>  ※PAZ・準PAZにお住まいの方	<input checked="" type="checkbox"/> <b>衣類など</b>  着替え・タオル・生理用品など	<input checked="" type="checkbox"/> <b>乳児用品</b>  紙オムツ・粉ミルク ほ乳びんなど
<input checked="" type="checkbox"/> <b>携帯ラジオ・懐中電灯</b>  乾電池も忘れずに！	<input checked="" type="checkbox"/> <b>携帯電話</b>  充電器も忘れずに！	<input checked="" type="checkbox"/> <b>日常生活に欠かせないもの</b>  眼鏡・電池・入れ歯・補聴器など	<input checked="" type="checkbox"/> <b>避難時などに使用するもの</b>  リュック・スリッパ・外衣・ハンカチ・マスク・帽子・雨具など		

### 燃料にも備えを

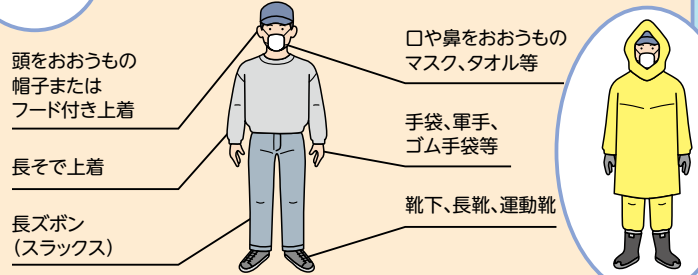
避難や移動などに自動車を使わなければならない時、「次にいつ給油できるのか」がわからない状況に遭遇する可能性があります。

平時より燃料に余裕を持たせ、常に避難できる程度の残量を確保するように心がけてください。



### 避難時の服装

避難するときには、以下のような、できるだけ直接肌を出さない服装を心がけましょう。



※レインコート等でも可

### わたしの避難先

●一時集合場所:

●避難退域時検査場所:

●避難先:

### 家族の連絡先

氏名	携帯番号	氏名	携帯番号
勤務先(学校等)	電話番号	勤務先(学校等)	電話番号
氏名	携帯番号	氏名	携帯番号
勤務先(学校等)	電話番号	勤務先(学校等)	電話番号

災害時には電話がかかりにくい状態になります。

## 災害用伝言ダイヤル

# 171 を利用しましょう

### 使い方

171  
に電話する

ガイダンスに従い  
伝言を録音する時は

1

(○○○○)□□-□□□□

伝言を吹き込む

(自宅の番号または、連絡を取りたい相手の番号を市外局番から入力)  
(携帯電話の電話番号は登録番号として利用できません)

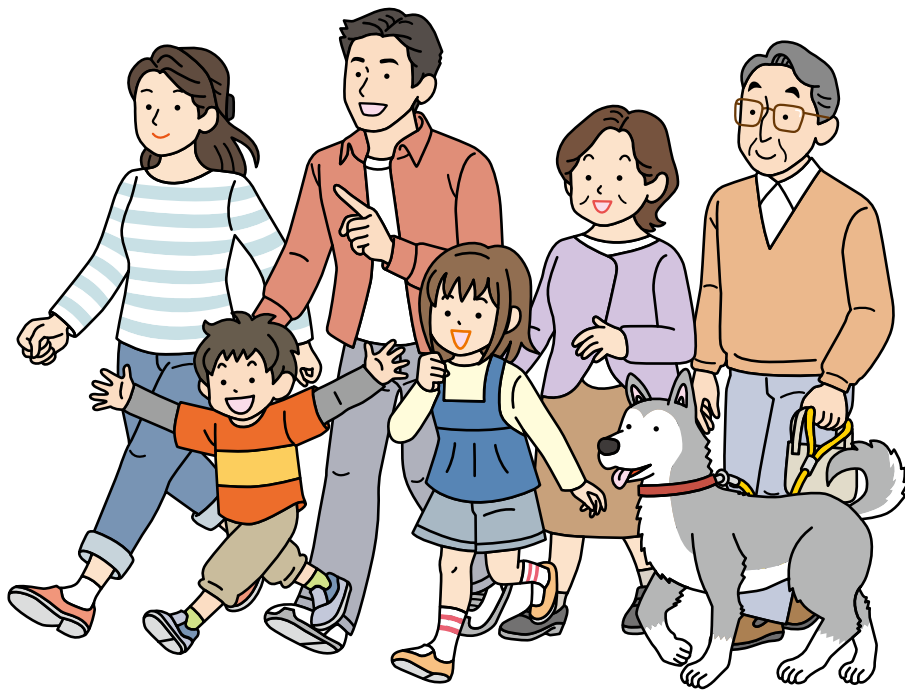
伝言を再生する時は

2

(○○○○)□□-□□□□

伝言を聞く

※このほかにも各種通信事業者が提供する災害用伝言サービスがあります。各社にお問い合わせください。



## お問い合わせ先

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課	電話 022-211-2341
女川町企画課	電話 0225-54-3131 (代)
石巻市総務部危機対策課	電話 0225-95-1111 (代)
登米市総務部防災危機対策室	電話 0220-23-7393
東松島市総務部防災課	電話 0225-82-1111 (代)
涌谷町総務課	電話 0229-43-2111 (代)
美里町防災管財課	電話 0229-33-2142
南三陸町総務課	電話 0226-46-1376

発行／編集

宮城県 復興・危機管理部 原子力安全対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

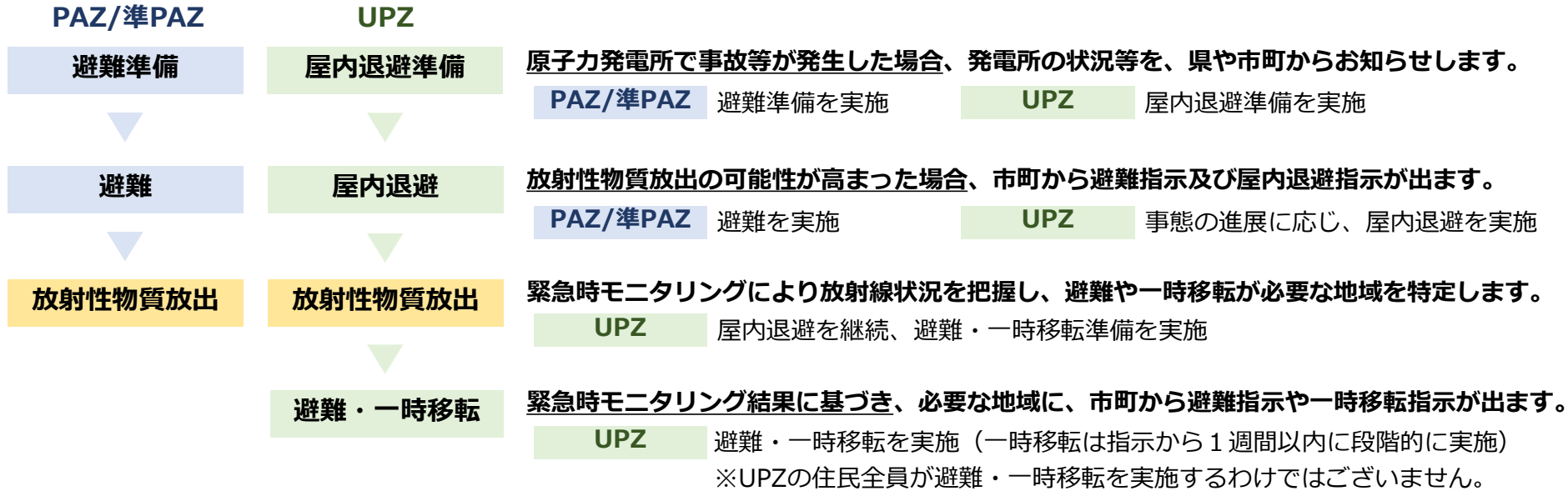
グリーン購入法に適合した紙を使用しています



# 原子力災害時の社会福祉施設等の避難・一時移転について（入所施設）

## 1 事故等発生後の行動

▷ 事故等により必ず放射性物質が放出されるわけではないため、正確な情報に基づき、市町の指示に従って行動してください。



## 2 避難・一時移転の流れ

▷ 各施設の避難計画に基づき行動すると共に、市町や県に必要な支援を要請してください。

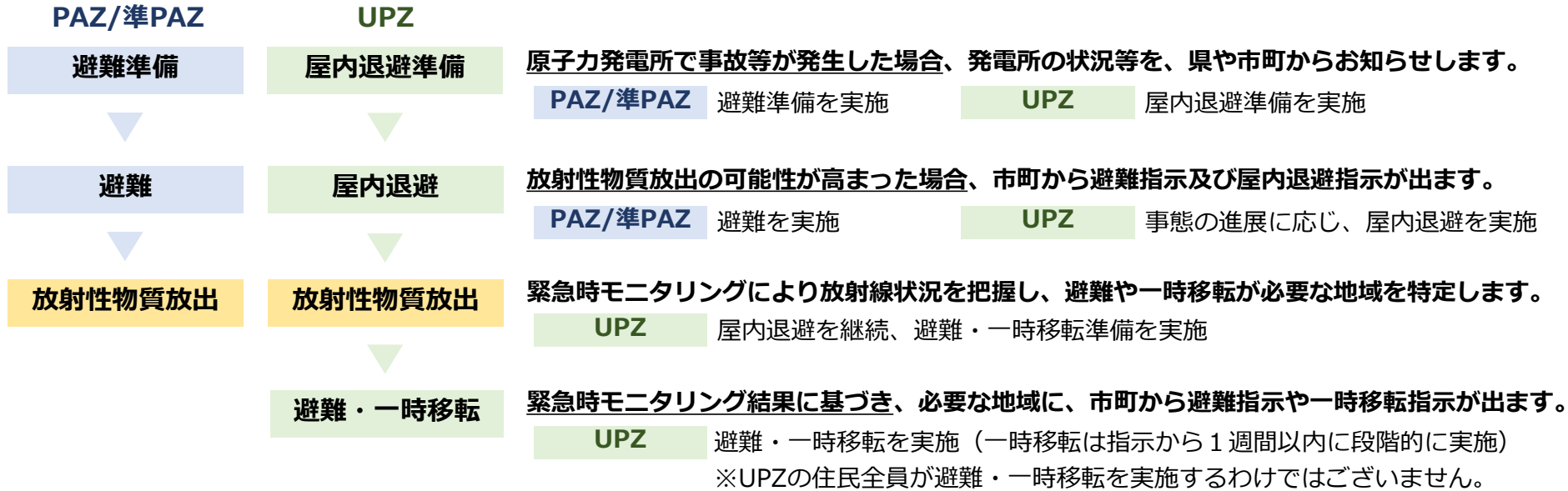
▷ UPZ内からの一時移転については、市町の指示から1週間以内に、避難退域時検査場所を経由して移動してください。



# 原子力災害時の社会福祉施設等の避難・一時移転について（通所施設）

## 1 事故等発生後の行動

▷ 事故等により必ず放射性物質が放出されるわけではないため、正確な情報に基づき、市町の指示に従って行動してください。



## 2 避難・一時移転の流れ

- ▷ 各施設の避難計画に基づき利用者の引き渡しを行うと共に、市町や県に必要な支援を要請してください。
- ▷ UPZ内からの一時移転については、市町の指示から1週間以内に、避難退域時検査場所を経由して移動してください。






## 避難計画について

- 多くの施設の皆様に、既にご対応いただいているところですが、**避難計画の策定と、施設利用者の受入れに関する災害協定の締結**につきまして、引き続きご対応いただきますよう、お願いいたします。
- 避難計画の策定状況や協定の締結状況について、毎年、県障害福祉課からアンケート調査をお願いしておりますので、調査の際には、ご協力をお願いいたします。

参考：県ホームページ

「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画作成例等」  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sakuseirei.html>




## 参考 原子力防災関連動画

- 内閣府「！サクッと解説！原子力防災」（動画）  
[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/kaisetsu/kaisetsu.html](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kaisetsu/kaisetsu.html)  

- 内閣府「令和7年度原子力総合防災訓練」  
[https://www.cao.go.jp/lib\\_016/r7sougou\\_jpn\\_1.html](https://www.cao.go.jp/lib_016/r7sougou_jpn_1.html)  

- 宮城県公式動画チャンネル（YouTube）  
「避難退域時検査場所における検査等の内容について」  
[https://www.youtube.com/watch?v=V8\\_jfI3SvIQ](https://www.youtube.com/watch?v=V8_jfI3SvIQ)  


# 補足資料

## 緊急事態の進展に応じた住民避難の開始タイミングの概要

原子力災害時には、緊急事態の進展に応じ、段階的避難等を実施する。

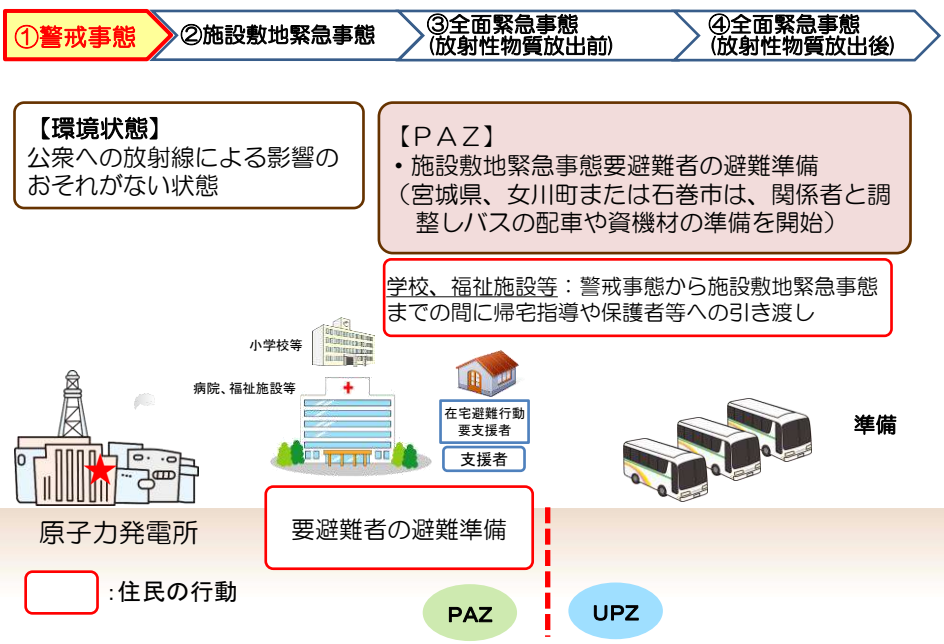
	緊急事態区分	PAZ (5km圏内) ※1		UPZ (5~30km圏内)
		施設敷地緊急事態 要避難者※2	一般住民	
放射 性物 質放 出前  事 態 の 進 展  放 出 後	警戒事態 ①	避難準備		
	施設敷地緊急事態 ②	避難 	避難準備	屋内退避の準備
	全面緊急事態 ③		避難 	屋内退避 (避難・一時移転の準備)
	全面緊急事態 ④			※全住民が一斉に避難を行うわけではなく、放射線量の実測値に基づき避難・一時移転区域を特定
	OIL			原子力災害時に支援をする民間の防災業務関係者のうち、住民輸送を担う運転業者の被ばく線量は、1mSvを目安値として輸送活動を実施する。 
	避難の目処	(放射性物質放出前に) 即時避難		

※1：PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域も含む。

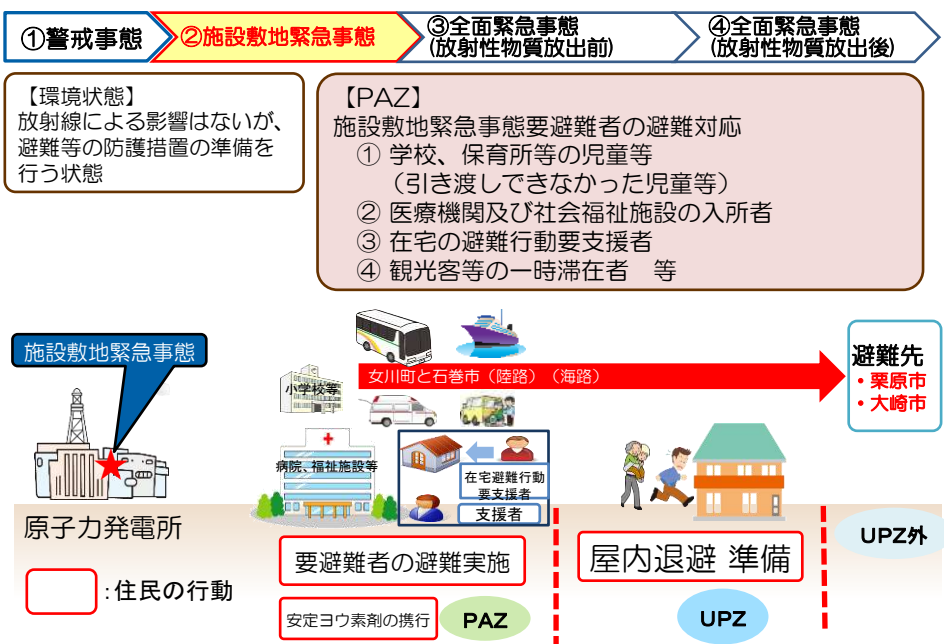
※2：施設敷地緊急事態要避難者とは、

- ▶ 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者）。具体的には、高齢者、障害者、在宅医療者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等。
- ▶ 安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

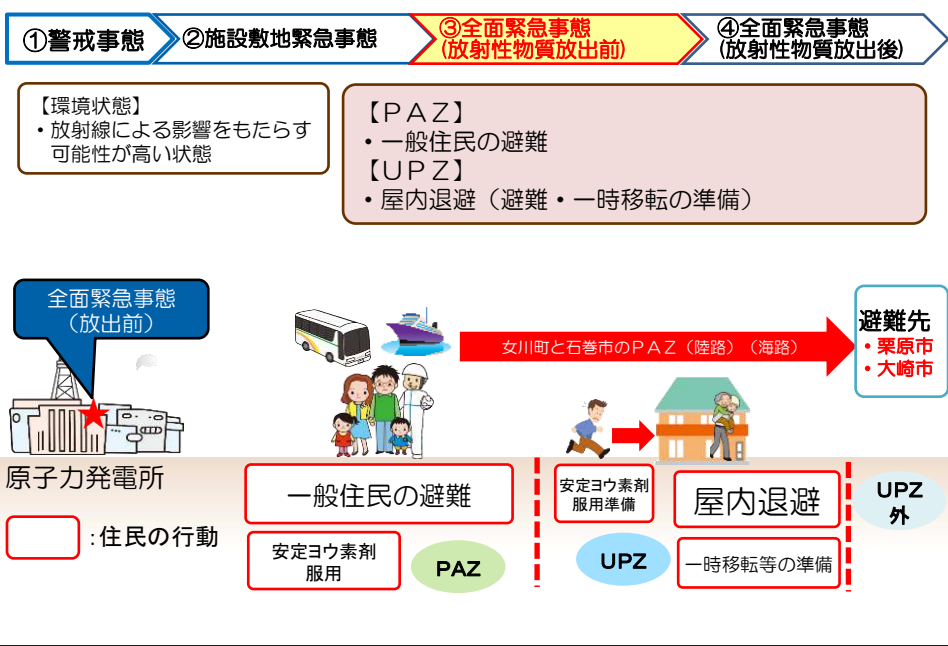
## ①住民防護活動時の防護措置（警戒事態）



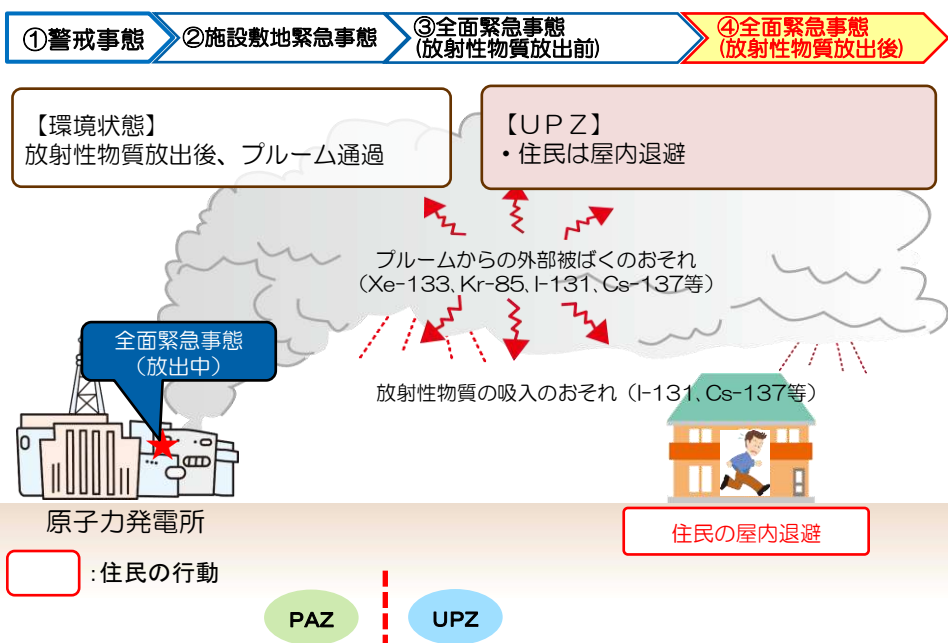
## ②住民防護活動時の防護措置（施設敷地緊急事態）



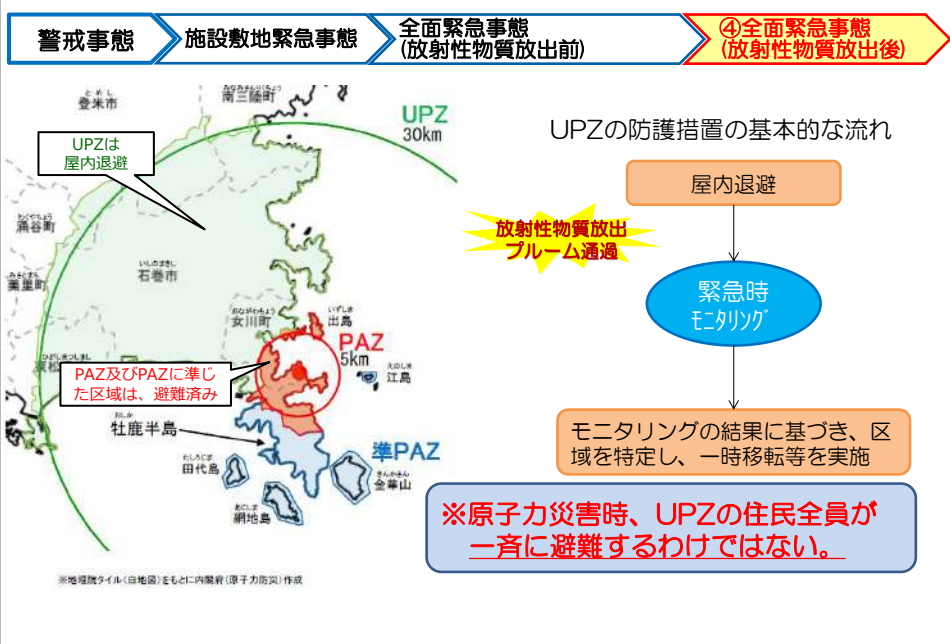
### ③住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出前）



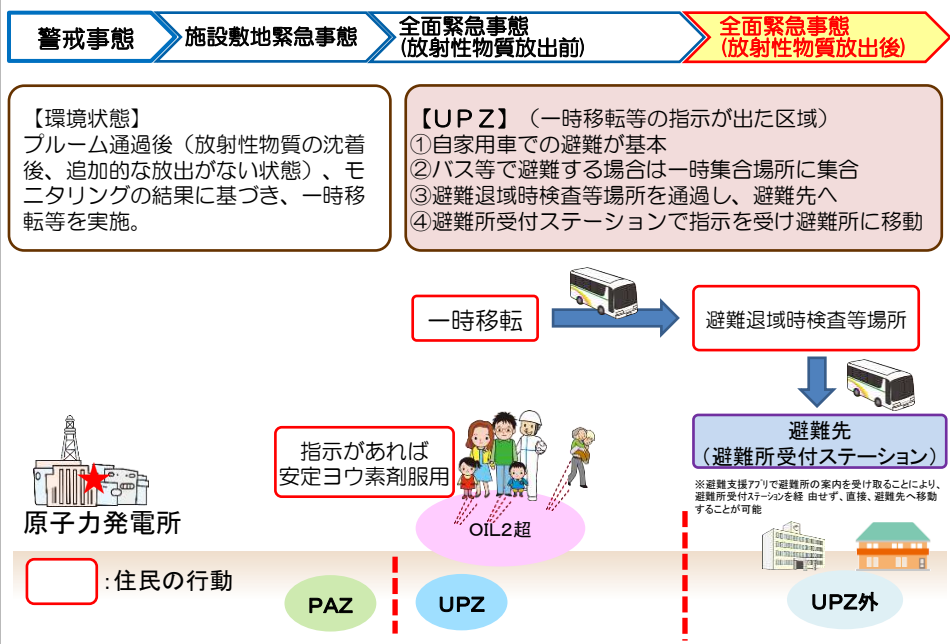
### ④住民防護活動の実際（全面緊急事態:放射性物質放出後）



## 2.5 住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出後）



## 2.6 住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出後）



# 令和7年度原子力防災訓練 アンケート結果 (社会福祉施設関係)

宮城県保健福祉部

## 【入所施設：避難元 1 / 5】

### アンケート回答数

	高齢者施設	障害者施設
UPZ内施設数	77	72
アンケート回答数	77 (100%)	69 (95.8%)

### 1 訓練の参加状況について

- 今回参加した訓練を選択してください（複数選択）

	高齢者施設	障害者施設	合計
①施設間の情報連絡訓練 (必須)	75 (97.4%)	67 (93.1%)	142 (95.3%)
②要配慮者避難訓練 (任意)	2 (2.6%)	13 (18.1%)	15 (10.1%)
③行政との情報連絡訓練 (任意)	16 (20.8%)	2 (2.8%)	18 (12.1%)
④不参加	1 (1.3%)	2 (2.8%)	3 (2.0%)
※不参加の理由	◆避難先施設が確保できていないため。		

## 【入所施設：避難元 2 / 5】

### ●原子力防災訓練の回数（年間）

	高齢者施設	障害者施設	合計
年0回	1 (1.3%)	1 (1.4%)	2 (1.4%)
年1回	61 (79.2%)	24 (34.8%)	85 (58.2%)
年2回	14 (18.2%)	44 (63.8%)	58 (39.7%)
年3回	0	0	0
年4回以上	1 (1.3%)	0	1 (0.7%)
※年0回の理由	◆避難先施設が確保できていないため。		
※その他、訓練に関する意見等	<p>◆実際に訓練のために入所者を連れ出し、遠方までの避難は困難。施設間の協力体制と、定期的に避難先施設を訪問し、職員も避難ルートの確認は出来ている。</p> <p>◆避難先施設の方と連絡を取り合う貴重な機会となっている。実際の避難を考えると、車両や同行する職員の確保、持参する物品等の検討も必要と考える。</p> <p>◆メールだと見ない方が多い。担当者が変わっていて引継ぎがなく、訓練の存在を知らないということが何件かあったので、もっと原子力訓練の重要性などを周知することが必要なのではないかと思います。</p>		

## 【入所施設：避難元 3 / 5】

### 3 施設間における平時からの備えについて

#### ●施設間の交流状況を教えてください（複数選択）

	高齢者施設	障害者施設	合計
①避難先施設の担当窓口を把握している	67 (87.0%)	65 (94.2%)	132 (90.4%)
②避難先施設の担当窓口と定期的な連絡を行っている	55 (71.4%)	49 (71.0%)	104 (71.2%)
③避難先施設までの避難ルートを実際に通行したことがある	30 (39.0%)	47 (68.1%)	77 (52.7%)
④避難先施設を見学したことがある	34 (44.2%)	51 (73.9%)	85 (58.2%)
⑤避難先施設と避難時を想定した手順等について確認したことがある	17 (22.1%)	19 (27.5%)	36 (24.7%)
※施設間交流促進に向けた課題や意見等	<p>◆今年度、初めて避難先の5施設に見学に伺いました。避難ルートの確認や受け入れて頂く部屋等の確認、担当者の方と実際にお会いしての意見交換など有意義なものであった。</p> <p>◆避難先施設の施設長や担当者に変更となった場合に、避難協定を把握されていないことがある。</p> <p>◆避難先が遠方のため、施設間交流は、難しいと考えます。職員交流が促進されれば、有事の際には顔の見える対応が可能となり全ての運営が有効であると考えますが、やはり行政の力を借りなければならない事柄が多くあるとも考えます。</p>		

## 【入所施設：避難元 4 / 5】

### 4 自然災害との複合災害への備えについて

- 原子力災害は、地震等の自然災害と同時に発生することも想定されますが、既存の「原子力災害時避難計画」は、他の自然災害に対する防災対策（計画等）と連動するなど、複合災害に対処することができるものとなっていますか。

	高齢者施設	障害者施設	合計
①対処できるものとなっている	16 (20.8%)	6 (8.7%)	22 (15.1%)
②どちらかと言えば、対処できるものになっている	47 (61.0%)	48 (69.6%)	95 (65.1%)
※対処できている理由等	<p>◆津波が起こった場合、協定施設への避難は困難であるため、施設内避難を想定しており、停電時の非常電源の確保や非常食などの備蓄をしている。</p> <p>◆火災・地震・風水害・原子力災害を含めた非常災害時マニュアルを策定している。非常用電源・自家発電機を確保している。仙台市内に複数の避難先を確保している。</p> <p>◆避難経路について複数の経路を把握している。停電に備え発電機を確保している。利用者移送の際は避難先からも協力を得られるように依頼している。利用者の咀嚼・嚥下に配慮した非常用食品を備えている。排せつ用品、寒さ対策用品などを備えている。電話だけでなく、SNSでの連絡手段を備えている。</p> <p>◆大規模災害との複合災害を想定し、複数の避難先を確保している。停電を想定して、非常用電源を確保している。</p> <p>◆施設に非常用電源を確保している。法人内の防災委員会において、事業所所属の職員に拘らず、居住地区のグループホーム及び入所施設に駆け付ける仕組みがある。</p>		

#### 4 自然災害との複合災害への備えについて

- 原子力災害は、地震等の自然災害と同時に発生することも想定されますが、既存の「原子力災害時避難計画」は、他の自然災害に対する防災対策（計画等）と連動するなど、複合災害に対処することができるものとなっていますか。

	高齢者施設	障害者施設	合計
③どちらかと言えば、対処できるものになっていない	13 (16.9%)	15 (21.7%)	28 (19.2%)
④対処できるものになっていない	1 (1.3%)	0	1 (0.7%)
※対処できてない理由等	<p>◆原子力災害と地震・風水害等が同時に発生した場合、建物被害や道路寸断により、計画どおりの避難が困難となることが想定されますが、現行の原子力災害時避難計画では、代替避難経路や二次避難先の設定、他施設・自治体との受入調整に関する記載が十分ではありません。</p> <p>◆津波発生時の避難経路が不足していると思う。実際に通れる道路があるかなど。</p> <p>◆原子力災害を含む複合災害では、入居者の避難を早期に完了することが必要であるが、施設にある車両（ワゴン車タイプの福祉車両1台）を輸送手段とすることは現実的ではない。</p> <p>◆通信機器が使えなくなった場合の連絡手段がない。法人で推進している災害時連絡アプリ等がまだ正式に進んでいない。</p>		

## 【入所施設：避難先 1 / 2】

### アンケート回答数

	高齢者施設	障害者施設
アンケート回答数	141	7

### 1 訓練の参加状況について

	高齢者施設	障害者施設	合計
①参加した	133 (94.3%)	7 (100%)	140 (94.6%)
②不参加	8 (5.7%)	0	8 (5.4%)
※不参加の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ネット環境の不備。</li> <li>◆手順にある避難元（相手施設）からの連絡がなかったため。</li> <li>◆当日、施設の避難訓練があったため参加できませんでした。</li> </ul>		
※その他、訓練に関する意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆メールでの訓練ですが、スムーズに行えていると思います。</li> <li>◆原子力災害時の協力協定を再確認する意味でも、定期的な訓練は必要と考えます。</li> <li>◆青森県東方沖地震もあったので、改めて訓練の重要性と継続の大切さを実感しました。</li> <li>◆定期的な訓練のおかげで、避難元の施設についての周知がなされてきた。又、訓練において原子力防災訓練の意義がより知れるようになった。何かしら具体的な訓練を行えばいいと思う。</li> <li>◆訓練の実施について、案内が届かないため、実施連絡の徹底を図っていただきたい。</li> <li>◆災害が増えている中、電話・FAXのみの訓練に不安を感じています。当施設では福祉避難所として登録しており、併設している通所介護事業所では指定福祉避難所の指定を受けております。さらに原子力に災害が発生した際に現実的に受け入れが可能なのか疑問に感じています。また、災害時に電話やFAXが使用できるのかについても疑問に感じており、受け入れ施設としては不安に思っています。</li> <li>◆施設間の交流の機会となる訓練や研修があると、災害時の対応について共通認識を持てるだけでなく、顔の見える関係を築くことができ有事の際のスムーズな連携に繋がると考えられる。</li> </ul>		

## 【入所施設：避難先 2 / 2】

### 2 施設間における平時からの備えについて

※施設間の交流促進に向けた課題や意見等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆訓練時のみだけでなく、リモート等で原子力災害の発生をした場合の意見交換会等があると良いかと思えます。</li><li>◆つい先日、ご挨拶に来ていただき、避難場所も確認してもらったので避難イメージは深めていただけたと思えます。普段からの情報交換などのやり取りは必要だと思えます。</li><li>◆施設間の交流の機会となる訓練や研修があると、災害時の対応について共通認識を持てるだけでなく、顔の見える関係を築くことができ有事の際のスムーズな連携に繋がると考えられる。</li></ul>

### 3 避難者の受け入れについての課題等

※意見等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆施設間での具体的な受け入れのシミュレーションができると良いが、地域での福祉避難所としての機能も併せて構築しなければならないので施設としての準備不足がある現状である。</li><li>◆実際に避難者を受け入れた場合に、避難者の方々の食事や生活用品は準備可能ですが、服用する薬を当施設で準備するとなった場合にどうなるのか（同じ薬が当施設にもあれば良いですが）を整理しておくが良いと思えます。</li><li>◆移動が伴っていない訓練なので本番はうまくいかないことが多々あるかと思う。</li></ul>

## 【通所施設 1 / 3】

### アンケート回答数

	高齢者施設	障害者施設
UPZ内施設数	126	108
アンケート回答数	109 (86.5%)	66 (61.1%)

### 1 訓練の参加状況について

●今回参加した訓練を選択してください（複数選択）

	高齢者施設	障害者施設	合計
①利用者への引渡し手順の確認（必須）	104 (82.5%)	59 (54.6%)	163 (69.7%)
②利用者への引渡し訓練（任意）	25 (19.8%)	16 (14.8%)	41 (17.5%)
③行政との情報連絡訓練（任意）	21 (16.7%)	21 (19.4%)	42 (17.9%)
④不参加	4 (3.2%)	6 (5.6%)	10 (4.3%)
※不参加の理由	◆人員不足。 ◆現在、利用者が自家用車通所の方しか居ないため。		

## 【通所施設 2 / 3】

### ●原子力防災訓練の回数（年間）

	高齢者施設	障害者施設	合計
年0回	6 (5.5%)	10 (15.2%)	16 (9.1%)
年1回	86 (78.9%)	49 (74.2%)	135 (77.1%)
年2回	17 (15.6%)	6 (9.1%)	23 (9.8%)
年3回	0	1 (1.5%)	1 (0.6%)
年4回以上	0	0	0
※年0回の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆別な災害を想定したものを実施しているから。</li> <li>◆机上での確認以外できていない。</li> <li>◆就労先からの仕事依頼が立て込んでおり、実施できませんでした。</li> </ul>		
※その他、訓練に関する意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後もこのような訓練を 年1回でも継続していただきたい。</li> <li>◆今回初めて行政との情報連絡訓練に参加し、メールのやり取りのみで不安がありましたが、当方の失念に対し石巻市からメールが届いて無いとの確認の電話があり、改めて相互の確認が出来た事の安心を得ました。参加してよかったです。</li> <li>◆通所系障害者施設の訓練参加方法がもう少し具体的に提示されているとよい。また、避難にあたっての当事者（利用者・家族）の声を吸い上げる仕組み（意見交換会やアンケート等）があるのか確認したい。これまでに実施された宮城県内の原子力避難訓練において、障害者施設（通所系）が実際参加した事例など（訓練方法や課題など）を共有できる場があると参加しやすい。</li> </ul>		

### 3 原子力災害避難計画の策定状況について

		高齢者施設	障害者施設	合計
①策定済み		72 (66.1%)	45 (68.2%)	117 (66.9%)
②策定中		29 (26.6%)	18 (27.3%)	47 (26.9%)
③未着手		8 (7.3%)	3 (4.5%)	11 (6.3%)
※未着手の理由	①計画書の文案がわからない	6 (75.0%)	0	6 (54.5%)
	②業務多忙のため、手が回らない	6 (75.0%)	1 (33.3%)	7 (63.6%)
	③その他	0	2 (66.7%)	2 (18.2%)